

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

平成 24 年 9 月 10 日（第 1 日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成 24 年第 3 回平泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成 24 年 5 月分から 7 月分までの現金出納検査、平成 24 年度 7 月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、教育長から平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承ください。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

次に、広域連合議会議員から岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、石川章議員。

5 番、石川章議員。

5 番（石川章君）

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

報告書の 27 ページの裏をお開き願いたいと思います。

主な点のみを、朗読をもって説明に代えさせていただきますこととお許し願います。

平成 24 年 7 月岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会。

期日、平成 24 年 7 月 10 日。場所、岩手県自治会館。

付議事件、1、議案第 9 号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求める件についてでございますが、原案のとおり承認されました。詳細は 28 ページからその裏をお目通しをお願い申し上げます。

2、議案第10号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。原案のとおり可決されました。これも詳細につきましては、29ページの裏をお目通し願いたいと思います。

3、議案第11号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。30ページをお開き願いたいと思います。平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億923万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412億5,325万6,000円とするものであります。これも原案のとおり可決されております。

それから、4、議案第12号、31の1ページをご覧になっていただきたいと思います。あとからお手元に配布している案でございます。議案第12号、岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについてでございますが、次の者を岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、地方自治法第292条において準用する同法196条第1項の規定による議会の同意を求める。藤尾善一氏でございます。紫波町出身で、現在、盛岡市の代表監査委員をされている方なそうです。これは前監査委員の武田牧雄氏が、平成24年7月9日をもって辞任されたことによる人事案件でございました。いずれ、これも満場一致で同意されております。詳細につきましてはお目通しをお願いしたいと思います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会のこれで報告を終わります。

議長（青木幸保君）

以上で、広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、私の方から行政報告をさせていただきます。

諸報告の36ページをお開き願いたいと思います。

主なものの内容についてご報告をさせていただきます。

初めに、6月10日、岩手県人の集いがございます、同じ日にふるさと平泉会の総会がございました。岩手県人会の集いにつきましては第38回を迎えまして、91地区から約400名の皆さんにお集まりをいただきました。ふるさと平泉会につきましては、第20回という節目の総会となりまして、100名を超える会員の方々にお集まりいただきまして、お祝いを述べたところでございます。

6月16日、平泉復興祭2012ということで、大変申し訳ございません、この復興祭の「復」は復旧の復ではなくて幸福の「福」でございます。訂正方よろしくお願いたします。2日間行いまして、16日はあいにくの天候でございましたが、次の日は晴れまして、沿岸部の郷土芸能、特産品並びに海産物を販売等して賑やかな2日間でございました。

6月20日、東京電力(株)原子力発電所事故による原子力損害の賠償請求書提出ということで、県庁で岩手県、市長会、町村会からそれぞれ請求をしたところでございまして、その後に意見交換を申し上げまして、平泉町の現状等をお話をしたところでございます。同じ日に、ボランティア・サポート・プログラム協定の締結式が文化遺産センターでありまして、これにつきましては国道4号の管理について行政区、団体等で今後の管理を行うということで、平泉の国道をきれいにする会という会がそれを担うということになったものでございます。

6月21日、岩手県史跡整備市町村協議会の役員会、そして総会がございまして、この場では沿岸復興にかかる発掘の人員が不足しているということで、その確保並びに予算確保について協議を申し上げたところでございます。

とびまして、6月28日、「エコステ」平泉駅使用開始記念セレモニーが平泉駅で行われまして、JR東日本では二つ目の事業ということで、駅の電気を太陽光発電、そして蓄電池で賄うということがこの日からスタートされております。

6月29日、平泉芭蕉祭全国俳句大会が、今回は達谷西光寺で初めて行われ、盛大に俳句大会が行われたところでございます。

6月29日から7月2日まで、「石見銀山遺蹟とその文化的景観」ということで世界遺産登録5周年記念フォーラムが行われまして、私の方から平泉の登録に向けた取り組み並びに現在の状況についてご報告を申し上げたところでございます。

その裏になります。7月5日、「世界文化遺産」地域連携会議ということで東京で行われまして、これは昨年発足したものでございまして、今年度、平泉が新たに加入ということで、12地域、23市町村長で構成するものでございまして、この日は霞が関、政府なり文化庁にそれぞれ訪問して要望をして参ったところでございます。

7月10日、いわて南牛振興協会の総会がありまして、これはいわて南牛の普及を図るということで、平泉町でいわて南牛の取扱店の認証式が2店ございまして、町内では4店舗の取扱店ということになりました。

7月12日、愛知県幸田町との災害時相互応援協定の調定式が行われまして、これはフタバ産業のご縁で幸田町との、遠隔地ではございしますが、災害時における協定を結んだところでございます。同じ日に、早稲田大学の寄付講義ということで、90分の授業といたしますか、それに私の方から世界遺産と観光について講義をしたところでございます。

7月15日、平泉水かけ神輿本渡御開会式ということで、これは漸くといいますか、町内の祭りとして定着したものでございまして。昨年はちょっと時期をずらしましたが、例年どおりの開催ということで、多くの町民の方々にご協力をいただいて盛大に行われたところでございます。

次に、7月18日から20日、岩手県町村長管外行政調査ということで、兵庫県、香川県、愛媛県にお邪魔をしまして、神戸市では人と防災未来センターということで、復興への取り組みといたしますか、今後に風化させないということでセンターをつくっております、それを見学、研修をさせていただきました。香川県綾川町、ここには書いておりませんが、綾川町というところでは生涯教育ということで様々な事業を展開しております。まんのう町ではPFIによる公共

施設の建設、内子町では伝統的建造物群保存地区を生かしたまちづくりを行っているというところを研修させていただきました。

7月24日、除染実施計画住民説明会、これにつきましては、10区、11区、13区、14区、16区、17区の地域の方々、そして広く町民の方々に今後の除染計画についてご説明をし、意見交換を行ったところでございます。

7月25日、企業ネットワークいわて2012 in 東京ということで、これは、主催は県と土地開発公社等の関係機関、あとは市町村が主催をいたしまして、関東圏を含めてですが、217社、約400名の方々の出席でそれぞれの市町村からのいろんな要望をしたところでございまして、この時には、中尊寺の山田貫主が基調講演を行ったところでございます。

7月27日、北上川上流改修一閑遊水地事業の促進及び地方道路の整備推進に係る要望ということで、岩手河川国道事務所、東北地方整備局に河川5項目、道路4項目をそれぞれ要望したところでございます。

8月6日、群馬県富岡市長が当町においでをいただきました。今年度、世界遺産、文化遺産です、それに推薦書を提出するというので、来年には現地調査、平成26年には登録という今スケジュールで進んでいるということで、平泉のそれぞれ経過なり今の取り組みについてそれぞれ情報交換をしたところでございます。

次のページ、37ページになります。8月7日、岩手南農協の枝肉共励会がございまして東京食肉市場に行って参りました。大変好評でございまして、上物率というのが94.4%、他の地域と比べて大変質の高い評価をいただいたところでございます。

8月10日、平泉町戦没者追悼式が行われまして、120人の出席によりまして戦没者への冥福を祈ったところでございます。

8月12日、富岡八幡宮例大祭の神輿連合渡御に参加をさせていただきました。これは異例というか特別参加ということで、平成20年度に続きまして二度目の渡御ということでございまして、これには震災復興への御礼、そして世界遺産登録への感謝というふうなことで、平泉町民約200人の担ぎ手が参加をいたしまして平泉の元気を発信したと。この日は予想もしなかったのですが、天皇、皇后両陛下の天覧といたしますか、ご覧になっていただいたというところでございました。

8月15日、平泉町成人式が行われまして、対象者90名のうち73人の新成人の方々が出席して行われて、お祝いを述べたところでございます。

翌16日、大文字の送り火、そして浄土のあかりということで、これはもう町のイベントとして定着したものだというふうに考えておりまして、旧観自在王院を中心とした浄土のあかり、町には3,000個の夢あかりが灯されたということで、同じ日に毛越寺では法灯会が行われたというところでございます。

8月21日から4日間、町内の企業訪問をさせていただきます、11社、製造業を中心に訪問したところでございます。

8月23日には中央要望ということで、国土交通省、民主党、県選出国會議員、文化庁、そし

てそのほか、先程申し上げました国土交通省岩手河川国道事務所に申し上げました河川が5項目、道路が4項目、プラス県選出の国会議員等には放射線の関係の要望をしたところでございます。

8月30日から31日にかけて、岩手県の町村会臨時総会及び町村総合行政視察研修がございまして、初日は住田町に行って参りまして、2日目、当町が当番ということで、それぞれ景観についてご説明をしたところでございます。

8月31日、伊達な広域観光推進協議会総会がございまして、これにつきましては宮城県北、秋田の一部、あとは岩手県南で観光としてのブランド化の確立、来年の仙台・宮城DCに向けての取り組み等がそれぞれ協議をされたところでございます。

9月2日には、平泉町民大運動会ということで、3年ぶりの開催ということで、11種目、1,600人の町民の方々に参加をしていただきました。事故、怪我等はなかったということで、本日に盛会裡に終了したところでございます。

9月5日、いわてデスティネーションキャンペーン推進協議会総会がございました。これは4月から6月に行われましたデスティネーションキャンペーンの概略について報告され、今後アフターDCにつきましては、来年の4月から6カ月間行うということを確認をしたところでございます。

すいません、追加で申し訳ございませんが、8月7日になります。県への要望がございました。県への要望につきましては、全17項目からなっておりますが、重点項目として7項目について広域振興局長並びに幹部の方々にそれぞれ要望したところでございます。その後、意見交換を行ったところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番、高橋幸喜議員及び8番、佐々木雄一議員を指名します。

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月20日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（青木幸保君）

日程第3、報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、報告案件2件についてご説明を申し上げます。議案書1ページをお開きください。

報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

1ページの裏をお開きください。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。実質公債費比率は15.6%、将来負担比率は76.5%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計並びに下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

次に、2ページをお開きください。

報告第3号、継続費精算報告書についてでございます。

平泉町継続費に係る平泉中学校建設事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により別紙のとおり報告しようとするものでございます。

2ページの裏をお開きください。

平成23年度継続費精算報告書でございます。

失礼しました。それでは先程の報告第2号は以上でございます。

議 長（青木幸保君）

次に、監査委員から平成23年度財政健全化審査意見書及び平成23年度経営健全化審査意見書について報告を求めます。

内藤代表監査委員。登壇の上、報告願います。

内藤代表監査委員。

代表監査委員（内藤和雄君）

それでは、あらかじめお渡しの別冊、平成23年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書と、それから平成23年度経営健全化審査意見書について、監査の結果をご報告申し上げます。

別冊資料の3ページをご覧くださいと思います。

審査の結果、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

続いて5ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度経営健全化審査意見書について。

審査の結果、①水道事業会計及び②簡易水道事業、③下水道事業、④農業集落排水事業の各特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準以下の比率であり良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議 長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。なければ進行します。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

日程第4、報告第3号、継続費精算報告書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案書2ページをお開き願います。

報告第3号、継続費精算報告書についてでございます。

平泉町継続費に係る平泉中学校建設事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により別紙のとおり報告しようとするものでございます。

2ページの裏をお開きください。

平成23年度継続費精算報告書でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校建設事業でございます。全体計画といたしましては、年割額、平成21年度5億5,580万円、平成22年度8,487万6,000円、平成23年度5億

1,314万3,000円、計1億5,381万9,000円でしたが、実績といたしましては、支出済額、平成21年度なし、平成22年度5億4,827万3,239円、平成23年度5億1,272万2,641円、計10億6,099万5,880円でございます。比較は、年割額と支出済額との差でご報告申し上げますが、平成21年度は5億5,580万円、平成22年度は4億6,339万7,239円の減、平成23年度は42万359円、計9,282万3,120円となっているものでございます。

以上、ご報告をさせていただきます。

議長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。なければ次に進行いたします。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

日程第5、認定第1号から日程第13、認定第9号までの平成23年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件合計9件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、認定案件9件について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

認定第1号、平成23年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に4ページをお開きください。

認定第2号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に5ページをお開きください。

認定第3号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に6ページをお開きください。

認定第4号、平成23年度平泉町健康福社交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてござ

います。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に7ページをお開きください。

認定第5号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に8ページをお開きください。

認定第6号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に9ページをお開きください。

認定第7号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に10ページをお開きください。

認定第8号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に11ページをお開きください。

認定第9号、平成23年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から平成23年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の決算審査意見について、報告を求めます。

内藤代表監査委員。登壇の上報告願います。

代表監査委員（内藤和雄君）

私と議選監査委員、小松代智氏の両名で決算審査を行いました。その結果について報告いたします。

それではお手元の資料、平成23年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。表紙をめくり目次ページに記載の平成23年度歳入歳出決算総括表をご覧ください。

一般会計歳入の不納欠損額は142万4,600円となっています。平成22年度は196万1,310円でしたので前年度比53万6,710円、27.36%の減となりました。収入未済額1億1,579万3,825円には、未収入特定財源7,967万1,000円が含まれていますので、実質収入未済額は3,612万2,825円となり、前年度比9,776万1,882円の減でした。

なお、特別会計歳入歳出決算状況は11ページ以降に記載のとおりですのでお目通し願います。それでは、3ページをお開き願います。

第一、平成23年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成23年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1の審査の対象につきましては、(1)平成23年度平泉町一般会計から(8)平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計までを対象といたしました。

2の審査の期間は、平成24年8月1日から8月17日までの間で実施いたしました。

3の審査の方法は、ここに記載のとおり、(1)から(4)まで従来と同じ方法で行いましたので、お目通し願います。

次は4ページ、4、審査の結果でございます。平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1)現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

(2)予算の執行は、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われたものと認められます。

審査結果の講評。

(1)町民税など町税の収入未済額の圧縮についてでございます。平成23年度町税収入未済額減少の主なものとして固定資産税で前年度対比1,589万3,354円がありました。収入未済額の総額は前年度対比1,815万95円の減少となりましたものの、平成23年度末の町税収入未済額の総額は3,025万6,712円でした。調定額8億1,743万円に対して3.7%相当分が不可動資金として未納になりました。収入未済額は町政事業推進の資金充実に支障をきたすこととなります。町税及び諸収入金、負担金並びに国民健康保険税と併せ圧縮に努めてください。

(2)健康増進で総医療費についてでございます。医療費は当然ながら町民の健康寿命の如何により増減します。各種スポーツ行事の推進や疾病予防検診で早期発見・治療など、健康増進の活動を実施しているにもかかわらず、当町の療養諸費は年々増加しています。日常生活の健康管理に実効のあがる指導と医療費節減についての対応に努めていただきたいと思います。

(3)経常収支比率改善についてでございます。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、平成23年度87.3%、平成22年度は86.8%で前年度対比0.5ポイントの後退で硬直化が進行しました。平成22年度の類似団体の平均値は80.0%です。一般に75%以下であることが望ましい

とされております。当町はまだ高い水準にありますので一層の諸経費節減や業務改善に取り組み、既に導入した高機能電算化システム効果の検証や導入機器の効率活用と併せて、当面、類似団体の平均値水準までの改善に努めていただきたいと思います。

(4) 世界遺産登録後の対応。平泉文化遺産の保存管理と次世代への継承、そして観光客には「平泉らしさ」を表現したおもてなし、自発的な地域・職場・住民周辺環境の美化共同活動の定着に努めてください。

(5) 東日本大震災被災復旧及び放射線対策。日常生活の安心安全が保たれる将来展望した環境整備の推進及び放射線被害の回避対策の推進を図ってください。

次に5ページ、5、審査の総括的意見ですが、特に、地方自治法第2条第14項で定めている「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」の条文に従い、諸施策の取り組みをお願いいたします。

当町の各会計の予算及び収入、支出の決算係数について関係帳簿及び証拠書類を照査し係数を突合、更に係数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、概ね適正に取り扱いされているものと認められました。

各課が取り組んだ主な活動を(1)から(9)まで列記しましたので、お目通し願います。

次に6ページ、6、審査の個別的意見に移ります。

(1) 一般会計、平成23年度一般会計の決算額は、表にお示しのとおり前年度対比、歳入総額21.53%、歳出総額は20.48%の増加でした。

7ページ、ア、歳入についてをご覧ください。

歳入に見る自主財源の割合は11億7,793万5,000円、21.6%、依存財源は42億6,703万7,000円、78.4%で、自主財源は前年度比1億4,458万6,000円、14.0%の増でした。

8ページ、町税収納状況の推移表をご覧ください。

平成23年度町税は7億8,575万8,317円で前年度比4,096万8,870円、5.50%増となりました。町民税は前年度比減収、1,631万495円、6.33%の減少がありましたが、町民税以外の固定資産税など前年度比プラスとなりました。収入未済額は3,025万6,712円で収入未済率は調定額の3.7%、前年度は6.09%でした。収入未済額は前年度比1,815万9,500円、37.49%の減となりました。

8ページ、下の表、町債収入の推移をご覧ください。

平成23年度の町債収入は8億4,620万円で、歳入合計のうち町債の占める割合は11.79%で前年度比3億4,110万円増、3.48ポイント増となりました。

9ページ、イ、歳出をご覧ください。

平成23年度一般会計歳出の総額は52億4,682万6,144円で前年度比8億9,191万4,554円、20.48%増の歳出規模となりました。歳出の主なものとしては、一関地区広域行政組合へ介護保険分1億392万3,000円及びし尿処理分1億347万8,000円、ほか平泉中学校改築工事関連によるものでした。

ページ中段、繰出金の状況表をご覧ください。

一般会計から特別会計への繰出金は3億1,569万7,306円、前年度比700万6,749円、2.27%増でした。なお、平成23年度繰越明許費3億3,878万2,000円の内訳は、次の10ページ一覧に記載のとおりでございました。

10ページ中段、性質別歳出の状況表をご覧ください。

平成23年度の消費的経費の総額は23億5,202万円で前年度比9,628万1,000円、4.3%の増でした。人件費については前年度比2,487万2,000円、2.6%の減となっています。補助費等は4,698万9,000円、9.9%の増となっていました。投資的経費で5億8,336万2,000円、70.6%増、繰出金で2,908万7,000円、6.5%減及び積立金は2億4,965万5,000円、約126.5%の増加でございました。

11ページ、公債費支出の推移をご覧ください。

平成23年度一般会計及び特別会計の歳出合計金額は69億4,173万4,812円で、公債費合計金額は9億1,197万9,819円でした。公債費支出の割合は13.14%で前年度比2.47ポイント減となっております。

町債・企業債未償還残高表では、平成23年度末未償還残高は101億5,045万2,000円で前年度対比7,492万3,000円の増でした。1人当たり未償還残高は122万5,000円で前年度対比3万円の増でした。なお、債務負担行為の平成23年度末残高は2,007万6,000円で前年度比1,245万円の減でした。

(2) 特別会計をご覧ください。

平成23年度の特別会計決算状況は、国民健康保険特別会計ほか6会計でその決算状況は、12ページに記載した一覧表のとおりでございます。なお、公営企業の特別会計は基本的に事業の実施に伴う収入で、当該事業に要する費用を賄うことを原則にしております。

主な特別会計について報告いたします。

ア、国民健康保険特別会計の要点について報告いたします。

文章5行目をご覧ください。平成23年度末の国民健康保険税の収入未済額は3,893万7,718円で、前年度比148万1,516円、3.96%の増となっています。平成23年度末の調定額1億9,997万7,502円に対する収入未済額の割合は19.47%で、前年度の割合18.46%を1.01ポイント上回りました。不納欠損額は120万8,700円で前年度比7万300円、6.18%増となりました。

イ、後期高齢者医療特別会計は、記載のとおりですのでお目通し願います。

ウ、健康福祉交流館特別会計、平成23年度の決算結果は、歳入歳出とも前年度を上回りました。入館料は4,485万3,900円で前年度比964万1,400円、27.4%の増でした。入館者数は10万7,902人で、前年度比2万7,120人、33.6%の増でした。一般会計繰入金は476万9,000円で前年度比1,205万7,000円、71.7%の減でした。

エ、町営駐車場特別会計、オ、下水道事業特別会計、カ、農業集落排水事業特別会計、キ、簡易水道事業特別会計は、記載のとおりですのでお目通し願います。

14ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地、町有地の地積は749万4,948平方メートルで前年度比2,495平方メートルの増加でした。

(2) 建物から(6)基金までの項目について、関係帳簿との符合による審査を行った結果、計数は正確でした。株券及び出資金・出捐金等について現物を確認した結果、残高は突合し適正に処理されておりました。

15ページ、第二、平成23年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告いたします。

4、審査の結果、各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書と預金証書、全て突合しました。基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理は適切に行われ、全般にわたり適正に管理運用されておりました。

31ページ、平成23年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりですのでお目通し願います。

32ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載のとおり、適正な事務処理と認められました。

6、審査の総括的意見。(1)平成20年度から平成23年度までの純利益の推移は、平成22年度の借換えによる金利軽減を除き、表に掲載のとおり縮小傾向をたどっております。

33ページ、(3)未収入合計額の推移は、平成20年度以降、減少が続いております。このことは未収入額圧縮に取り組んだ大変結構な努力成果であり、ご苦労様でございました。

以上で審査結果についてのご報告を終わります。ありがとうございました。

議長(青木幸保君)

以上で監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号まで、平成23年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、決算認定案件合計9件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

議長(青木幸保君)

再開をいたします。

日程第14、議案第45号から日程第25、議案第56号まで、条例案件1件、事件案件2件、

補正予算案件 9 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、条例案件 1 件、事件案件 2 件、補正予算案件 9 件について、ご説明を申し上げます。
議案書 1 2 ページをお開き願います。

議案第 4 5 号、平泉町交通安全対策会議条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に 1 3 ページをお開きください。

議案第 4 6 号、平泉中学校屋内運動場耐震補強等工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

平泉中学校屋内運動場耐震補強工事の請負いに関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、工事名、平泉中学校屋内運動場耐震補強等工事。2、工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字倉町地内。3、契約金額、変更前4,725万円、変更後5,430万8,100円。4、請負者、住所、岩手県一関市竹山町 6 番 4 号、氏名、株式会社平野組、代表取締役社長、須田光宏でございます。

次に 1 4 ページをお開きください。

議案第 4 7 号、平成 2 3 年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

提案理由でございますが、平成 2 3 年度水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案しようとするものでございます。

次に 1 5 ページをお開きください。

議案第 4 8 号、平成 2 4 年度平泉町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

平成 2 4 年度平泉町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,346 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 億 3,862 万 7,000 円としようとするものでございます。

次に 2 9 ページをお開きください。

議案第 4 9 号、平成 2 4 年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

平成 2 4 年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,551 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 8,351 万 9,000 円としようとするものでございます。

次に 3 5 ページをお開きください。

議案第 5 0 号、平成 2 4 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

平成24年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,957万5,000円としようとするものでございます。

次に37ページをお開きください。

議案第51号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,912万6,000円としようとするものでございます。

次に39ページをお開きください。

議案第52号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,664万8,000円としようとするものでございます。

次に41ページをお開きください。

議案第53号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,104万7,000円としようとするものでございます。

次に43ページをお開きください。

議案第54号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,050万円としようとするものでございます。

次に45ページをお開きください。

議案第55号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,225万円としようとするものでございます。

次に47ページをお開きください。

議案第56号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入、支出とも補正予定額でご説明申し上げます。収入、第1款水道事業収益78万円。支出、第1款水道事業費用78万円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

補正予算額でご説明申し上げます。職員給与費 28 万円。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第 14、議案第 45 号から日程第 25、議案第 56 号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号から議案第 56 号まで、条例案件 1 件、事件案件 2 件、補正予算案件 9 件、以上、合計 12 件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 26、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告 1 番、大内政照議員。登壇質問願います。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

先に通告しました内容について質問いたします。

まず、平泉町都市計画マスタープランについて質問いたします。

平泉町都市計画マスタープランは新平泉町総合計画から策定され、まちづくり事業展開のもとになるものと理解しております。しかし、新平泉町総合計画では明記されている放射能汚染対策が見当たりませんが、その理由をお伺いします。

次に、新平泉町総合計画では、通年型、滞在型の観光地づくりを推進しておりますが、岩手県が力を入れている国立博物館誘致は、平泉町都市計画マスタープランには入れないのでしょうか。その理由を伺います。

次に、町立体育館が閉鎖、取壊されて久しくなります。町民の皆様から請願が出ており、3 月定例会で請願が採択されている町立新体育館は、計画に明記されていないようですが、建設する計画がないのでしょうか。その理由を伺います。

次に、新平泉町総合計画が大まかな計画であるとすれば、平泉町都市計画マスタープランはより具体的な計画であるはずですが、その予算はどうなっているのか。計画と予算は表裏一体なはずですが、予算を明記しない平泉町都市計画マスタープランを作成した理由を伺います。

次に、前の計画は良かったところ、悪かったところがあるはずですが、そのことをベースにつくられるのが新しい計画であるはずですが、前計画の反省点が明記されていない理由を伺います。

次に、文化遺産センターに設置する募金箱について質問いたします。

募金箱設置の趣旨と運用方法について伺います。この件については過去何年間か、多数の議員から質問が出ているはずですが、やっと設置するということですので、その趣旨と運用方法について伺います。

募金、寄附という習慣がある欧米の例などは、どのように参考にしているか伺います。

以上で質問を終わりますが、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、平泉町都市計画マスタープランについてであります。

平泉町都市計画マスタープランにつきましては、平成4年の都市計画法の改正に伴い、都市計画法第18条に市町村の都市計画に関する基本的な方針として創設されたもので、町全体と地域レベルでの課題や特性を明らかにした上で、長期的な視点に立ったまちづくりの目標や都市の将来像、また将来像の実現に向けた道筋及び今後進めるべきまちづくりの基本的な方針などを定めたものであります。

平泉町都市計画マスタープランは、上位計画である新平泉町総合計画、平泉町国土利用計画及び県が定める一関都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則すると共に、本町における関連計画との整合性を図りながら平泉町における都市づくりの方向性を示すもので、都市計画事業や各種まちづくりの施策を進めるための指針となり、今後行われる都市計画はこの方針によって定められることになっております。

ご質問の放射能汚染対策、町体育館については、上位計画である新平泉町総合計画に掲げられております。一方、国立博物館は建設の有無が未定であり、現段階では総合計画にも盛り込んでおりません。なお、総合計画に掲げる事業については、財政見通しを作成し予算的な裏付けも検証したところでございます。

したがって、平泉町都市計画マスタープランでは、町全体、地域の都市の将来像を定めることが基本であることから、これらの点は改めて記載しないところでございます。また、平泉町都市計画マスタープランは、定期的に見直しを行うものではなく、社会情勢等の大きな変化などがあった場合行われるものであり、当町では新平泉町総合計画の策定、平泉の世界遺産登録、県と隣接する一関市、奥州市の都市計画マスタープランも見直しが行われたことなど、情勢が大きく変化したことから、これら施策との整合性を図るため、本来の計画期間は平成32年度までとなっていたところですが、今回見直しを行ったものでございます。

次に、平泉文化遺産センターに設置する募金箱についてのご質問についてお答えをいたします。

初めに、募金箱設置の趣旨と運用方法についてありますが、今年8月1日より平泉文化遺産センターのエントランスホールに設置しております募金箱についてありますが、当該募金箱につきましては、今年7月26日に平泉町世界遺産推進協議会の穂積会長より、資産の保存及び活

用の推進を目的に協議会として募金活動に取り組みたいとお話があり、その活動場所の一つとして平泉文化遺産センターの玄関ホールを活用したい旨、依頼がございまして、設置について許可をいたしました。

議員もご承知のとおり、当該推進協議会につきましては、これまで10年にわたって平泉の世界遺産登録推進に向けて活動してきており、今後は資産価値の共有化及び保護保全の促進、そして拡張登録の推進を目的に活動している団体であり、今般、募金活動について穂積会長からお申し出いただきましたことにつきましても、大変ありがたく感謝しているところでございます。

なお、募金につきましては、その全額が平泉町世界遺産推進協議会より世界遺産推進基金に寄附いただいております、今後の世界遺産平泉、その資産価値の共有化及び保護保全の一層の促進、そして将来の拡張資産の登録推進に向けて有効に運用して参る所存であります。

次に、欧米の募金箱を参考にしたのかというご質問でございますが、設置された平泉町世界遺産推進協議会に問い合わせをいたしましたところ、特に参考としなかったとの返答をいただいております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっと今の答弁では、質問をせっかく出したのに答えが返ってきていないという非常に残念な答弁で、誠意があまり感じられないような気がします。

それで、まず平泉文化遺産センターの募金箱について、これについて質問したいのですが、以前から入場料がとれないということで、では入場料の代わりに募金箱を設置したらという意見がかなり出ているわけですね。何の目的かという、平泉文化遺産センターの運営費の補充に充てよう、補てんに充てようという意見が強かったわけです。電気代、水道代、賄えれば人件費というふうな形ですね。そういう趣旨なのに、今回はどうも趣旨が違うような方向に進んでいる気がします。この辺はどうなのでしょう。以前に我々一般質問で何人かの議員が質問して提案している内容について、方向性が全く違う方向にいつているような気がします。これについてお考えをお知らせください。

議長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

議員のご質問ですが、設置の趣旨につきましては、あくまでも平泉町世界遺産推進協議会の方から申し出をいただいたこととございますので、先程の話のように、あくまでも拡張登録を推進するため、あるいは普及啓発ですか、それから保護保全といったための目的ということでの平泉町世界遺産推進協議会からの申し出に対しての設置ということとございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

以前から質問している内容は、今程もお話しましたように、光熱費の補てんとかそういう趣旨の提案をしているはずなのですよ。それが突然、平泉町世界遺産推進協議会からの提案でこうするああするという話になってしまっているわけですが、なんかちょっと違和感を感じているのですね。逆に、その募金箱を設置するのが先であってね、使い方は協議会に任せるよという話になってしまっているの、ちょっと私らの以前からの質問の趣旨とは違っているのですが、それについては町長はどういうふうにお考えなのですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

あくまでも今回の分については平泉町世界遺産推進協議会の方からの申し出によるということで、先程の内容がそのとおりでございます。ただ、有料化につきましては立ち消えしているものではないというふうにご理解願えればと思います。それは継続で、今検討はしている最中ということでご理解願えればと思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

それでは有料化は検討中だということで、募金箱については平泉町世界遺産推進協議会の方の運用に任せるという趣旨でいくということですね。

それで町長、去年、世界遺産の関係でヨーロッパに行かれていますはずなのですが、そこら辺で、ちょっと小耳に挟んだのですが、モンサンミッシェルあたりに行かれたと聞いたのですが、その辺での募金の、あそこも確か修道院ですね、ですから教会関係なので募金とかのシステムもあるはずなのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

募金という部分でそれぞれの施設を見てきたという部分はございませんので、大変申し訳ございませんが、そういうふうな観点での見方はしてこなかったということでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

せっかく行ったら社会見学しなければだめではないですか、幾ら費用かけているのですか。いいですか、イギリスまでは行かなかったようですけども、大英博物館はちゃんと募金箱あるのですよ。モンサンミッシェルは有料で入場料はとられると、またルーブル美術館は入場料をしつ

かりとられるということなので、ただ遊びに行った感覚ではだめなのですよ。やはり自分が見ていない世界を見るわけですから、実際そういう美術館とかモンサンミッシェルみたいな修道院ね、そういった時は、実際どういう形で観光客に対応しているかというのを見るのが町のトップの仕事でしょうよ。何しに行ったのですか、ちょっとそれ信じられませんね。その辺でしっかり入場料の形がどうなっているのか、募金の形態がどうなっているのか、特にこのキリスト教とかそういった欧米の習慣では必ず募金というシステムがありますからね、そういうものもやはり検討すべき部分だと思えます。現に昨日から始まった花巻市の博物館では募金箱ありますよ。あるものを目標にして、ターゲットにして募金箱を設置しているのですけれども、そういった博物館なんかでも設置してるよ、どんどん。そういうことも参考にしながら、狭い目で見ただけではなくて世界全体を見ながら進めるべきだと思います。いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

ご指摘はそのとおりだと思います。私ももう少し広い目で見える努力をして参りたいと思います。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

では今後の町長以下皆さん職員には、そういった行動を期待して、募金箱については不満なのですが、入場料を検討中だということなので今回はこれで終わらせます。

次は平泉町都市計画マスタープランについてなのですが、どうもこれについての答弁があやふやで、私がせっかく細かく質問を出しているのに答弁になっていないですよ。あまりにもアバウトすぎる。答弁を書いた人の仕事ぶりなのかもしれないけれども、あまりいい加減な答弁というのは困るのですよ。一個一個確認しましょう。

放射能汚染対策がないのですが、記入していない理由、これについてもう一回お願いします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

放射能対策についてでございますけれども、いずれ各種計画書はそれぞれの法令、要領、要綱等に基づいて作成するものでございまして、今回の平泉町都市計画マスタープランは都市計画法に基づいて作成されたものでございます。また、放射能対策については、放射能物質汚染特別措置法によりまして、各市町村が除染実施計画を作成し事業実施しているということでございます。上位計画であります平泉町総合計画のもとに平泉町都市計画マスタープランや平泉町除染実施計画、これらが横並びにあるというふうにご理解をしていただきたいと思います。

なお、平泉町除染実施計画に基づいて、放射能の測定結果等によりまして放射能に伴い居住の制限、あるいは活動の制限がされる地域が特定された場合には、平泉町都市計画マスタープランにおいてその地域についての土地利用や施設の整理、これらが制限されるということになります。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

法律によって町の総合計画もつくっているはずなのですね、その中にもちゃんと明記してあるのですよ。その明記してあるにもかかわらず下位、同列か下位か分かりませんが、平泉町都市計画マスタープランについては明記されていない。ということは、意識的に外したか書きたくなかったか、なんかそんな印象を受けるのですね。だって以前からお話ししている子供たちの通学路なんか、汚染状況ね、もう去年の6月から話しているのですけれども、そういう問題もあるのですよ。それは逆に平泉町都市計画マスタープランの中では、ある程度記入する部分も必要なのではないですか。本当はエリアなのですから、とりあえず道路、今学校の校庭とかはやっていますよ、確かに除染はね。だけれども、まだまだ残っている部分があると思うので、そういう部分も本来は書くべきことだと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今お話ししましたように、平泉町都市計画マスタープランは都市計画法に基づく土地の利用を主とした計画でございます。また同じように、放射能については法律に基づいて除染実施計画があるということでございますので、今回の平泉町都市計画マスタープランには、それぞれの法律に基づいた土地利用の活用を主とした内容にしているということでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

もしそうであれば、一言そういうふうを書くべきではないですか、違いますか。放射能汚染、だって新総合計画にはちゃんと書いてあるんですよ、放射能汚染どうのこうのと。であれば平泉町都市計画マスタープランについても放射能汚染については別途、例えば対策室の除染計画によってやるとか書くべきなのに全くない。全く何もない平和な町のような印象を受けるのですが、これでは。書くべきだと思うのですが、法律に云々ではなくて上位計画に書いてあることなのですよ。これはちょっと意識的に抜いたとしか思えないのですが、いかがですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

おっしゃるとおり上位計画、新総合計画に則したものであるということで平泉町都市計画マスタープランを作成しておりますので、上位計画にあるものであるということで、今回の平泉町都市計画マスタープランについては除染の放射能に関する問題については記載をしております。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

ちょっとよく理解できないのが、上位計画に書いてあることが何で平泉町都市計画マスタープランで、一行なり一言なり書いていいのではないですか。別途やるとか何とかね。別途の部署でやっているとか、別途の法律で進めているとか、そのぐらい書いてもいいのではないかと思うのですが、やはりそれが平泉町都市計画マスタープランの書き方なのですかね。ちょっと理解できないところです。

ちょっともう一回、情勢が変わればこれも見直すみたいな話もね、さっき町長も話していただいたのであれですが、それは全然もう入れる気はないと断言されるわけですね、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

繰り返しになりますけれども、平泉町都市計画マスタープランは土地の利用を主とした計画でございますので、除染計画等については平泉町除染実施計画、これがきちんとして整備されておりますので、今回の平泉町都市計画マスタープランに関しましては、都市計画区域1,200ヘクタールの土地の利用についての基本方針、これを定めたものでございます。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

これでは堂々巡りであれですから。ちょっとまたそのうちね、次回の課題に残しておきましょう。

次に国立博物館について、岩手県ではBランクまでランクアップしているということはかなり熱を入れているわけですね。それについて今回入っていないのはなぜなのでしょう、その辺の理由についてお伺いします。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

いずれ平泉町都市計画マスタープランについては、都市計画の区域内の土地利用、これの基本的な方針を定めたものでございます。その中で平泉町では、今回のマスタープランの中で11の土地利用の種類を区分しております。その中に道の駅、あるいはスマートインターチェンジという事業が入っておりますけれども、これはその土地の利用の推進を図るという目的で掲げておまして、今お話のありました国立博物館につきましては、町長の方からも答弁がありましたように、その土地利用の中の地区がまだ、建設する場所がはっきりしていないという状況からすると、その11の土地区分の中のどこに入るのか、建設場所が特定されていないということから記載ができないということで、それについては削除しているということでございます。いずれ土地利用、

1 1の区分を付けましたけれども、その中でどこに配置するかと。地区が、建設する場所等が現在のところ確定しているものについては、それは記載は可能ですけれども、未確定なものについては、体育館も含めてその中には記載がされていないという事情でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

スマートインターチェンジは、県の方ではCランクにランクダウンしているのですね、残念ながら。ということは国立博物館の方が優先されるわけですよ、ランクから言ったらですよ、順番から言ったら。そうすると平泉町としてのやはり対応は、逆に国立博物館を優先するような体制に持っていないと、スマートインターチェンジはもうランクダウンしているのだから、可能性はかなり低くなっているわけですね。その辺の優先順位、やはり県の計画に合わせながら考えていかななくてはいけないのではないのでしょうか、いかがですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

事業の優先順位と、あるいは国、県への要望等の内容と今回の平泉町都市計画マスタープランは、直接的には整合性はないのではないかと考えております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

国や県との計画と整合性のない平泉町都市計画マスタープランをつくって、実際それで正しいと言えるのでしょうか。私はね、国や県がやるといったら、やはり町としても当然やらざるを得ない、いやいやでもやらなければならないのですよね。そうであれば、国や県の考え方なりその辺を盛り込んだ平泉町都市計画マスタープランをつくるべきだと思うのですよ。それでは、国や県の意向を無視して、平泉町は、いや単独でこれでいくのだと、国立博物館もつからない、何もやらないのだよとは言いきれないわけですよ。やはり国とか県というのは、全体、オールランド、ワールドワイドで見て考えをつくってくるわけですから、特に世界遺産になって、それでは平泉は重要な地点だということで、これもこういう施設もつくり国立博物館もつくりという考え方でいるわけですね。特に県は今、岩手大学に、その国立博物館に準じて大学の中で研究所もつくっているわけですよ、ということは可能性は特に高い。その準備を今県はしているのだから平泉町もしなければいけないのではないかというふうに思うのです、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今それぞれ県のランクの話が出ております。町としては国立博物館には、ご覧になったようですが、この要望書によって国立博物館は要望事項としてきちんと挙げております。それが要望と

は全く、今の平泉町都市計画マスタープランとは、また別に考えていただければと思ってございます。

先程申し上げましたとおり新総合計画の中では、きちんとそれぞれの事業については位置付けをしております。総合体育館の建設にしても。ただ、まだそれぞれが具体的に決まっていないということなので、まだ平泉町都市計画マスタープランには組み入れられないというふうな状況はご理解願いたいと思っております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

そうしますとスマートインターは、場所は決まっているけれどもランクは下がってしまったということで実現性はもう減ってしまうわけですね。これからの力の入れ方が違ってくるのではないかと思います。非常にちぐはぐな感じがして別枠で考えなければいけない、突然、では出てくるのかという話もあるのでね。やはり、これは平成32年、2020年度までの平泉町都市計画マスタープラン、目標ですよ、随分先ですからね、あと8年ぐらいありますか。そうすると、その中でランクBだと可能性がかなり高くなってくるわけですから、これは当然平泉町都市計画マスタープランに入れなければおかしいなど。なんか平泉町独自のエゴみたいな感覚にとられますよ。もう少し県とか国の動きなりを見ながら、やはり計画をつくらなければいけないかというふうに感じます。これは是非、後日また見直す時にでも入れていくべきだと思います。

さて次、町体育館について。これについては町民の請願、私は残念ながら早期はまだ早いけれども将来的には必要だよというような話で反対はしたのですが、町民からの請願については3月定例会で採択されている。それについて建設する計画がないのはなぜでしょうか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

繰り返しになって大変すみませんけれども、いずれ都市計画マスタープランは土地利用、これを基本として定めたものというものでございます。その中で、今回建設水道課の方では、平泉町全体を11の土地利用ということで種類を分けております。具体的には、住宅地、中心商業地、中心地域商業地、観光経営、沿岸利用地等11の区分で平泉町全体を分けているわけですが、その時に今お話のあった体育館、どこのゾーンに建設するかという建設場所等がはっきりしていない。スマートインターチェンジ、あるいは道の駅については、現在建設する計画のある場所については決まっておりますので、それぞれのゾーンのどこに入るかということで記載できるわけですが、体育館、あるいは先程の博物館等は建設する場所の位置がまだ特定されていないということから記載できないということをご理解をいただきたいと思っております。

いずれ道の駅については、この11のゾーンの中の広域交流ゾーン、高館橋付近の柳之御所のガイダンス施設等ということではっきりしているわけですが、そういうことで、それぞれ

のゾーンの土地利用を推進するためにそういう事業を行うということから記載されておりますのでご理解を、いずれまだ建設場所がそれぞれのゾーンの中で決まっていけないということで、記載できないということをご理解をいただきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

結局、話を聞きますと今役場の中でもそういった検討会が始まっている話も聞いていますが、町の体育館についてね、新体育館について。それについてはどうなのですか、全くやっていないのですか。いかがですか、その辺の。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

町の体育館につきましては、現在、外部の方も含めた検討委員会を5月に立ち上げまして、ご意見をいただきながら視察研修などを行っているところでございまして、場所等につきましては、昨年度の内部の検討までは、望ましいというところまではご意見をいただいておりますが、実際には今、基本計画とか基本構想がこれからでございますので、それに向けて場所等は決定していくということでございます。なので平泉町都市計画マスタープランには載っていないという形になります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

検討が始まったばかりということで、やはり検討はしているのですね。そうしますと、いつ頃結論が出るのですか。それによって平泉町都市計画マスタープランも変わるわけですからね、どうなのでしょう。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

今年度中には決定をしたいというふうに考えておりますが、その平泉町都市計画マスタープランの中に盛り込むかどうかは、またそのプランの趣旨を踏まえた上での考え方によるものと考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

今年度中に結論が出るということは、私も頭の中混乱してきましたね。平泉町都市計画マスタ

ープランがあって、平泉町都市計画マスタープランを見直しするのだよという話がある反面、今年度中に結論出るような検討会も開いているよということであれば、平泉町都市計画マスタープラン自体もやはり変更せざるを得ないのかと。

これを見ると、平泉町都市計画マスタープランの中で体育館はどこに該当するのですかね、ちょっと分からないな。文化歴史でもないでしょう。教育関係が全然ないですね。どこに該当するのですか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先程私がお話した土地利用の11の種類というのは、土地利用でございます。町内の全域を11のゾーンに分けるといってございまして、ここであれば中心商業地というふうに、11のブロックに分かれるといってございまして、教育関係云々という区分ではなくて土地の利用についての方針だといってございまして。

議 長（青木幸保君）

それでは、質問の途中ですけれども、暫時休憩したいと思います。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

午前に引き続き、大内政照議員の一般質問を続けます。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

それでは午前中に質問した、再度ちょっと確認したいことが何点かありますので確認させてください。

まず1点目は、モンサンミッシェルというのは日帰りできない距離なはずなのです。効果、もしくは参考にできることはどんなことがあったのか。これ、旅費は公費なはずですから報告義務があるはずなのです、それを無視はできないと思うのですが、その点についてお答え願います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

ちょっと意味するところ、よく分からないのですが、モンサンミッシェルに行ったことについては、向こうでパリのユネスコの全権大使の方から、是非モンサンミッシェルはヨーロッパの中でもいち早く世界遺産になったところなので、是非見ておいた方がいいのではないかということで見えてきたものですし、公費といいますか、自費でですね、交通費については自分で出してその

場所に行ったということでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

私は最初の答弁でそういう正直な答弁を聞いたかったですよ。なんか行かないような話をしているからおかしいと思ったのですね、だから再質問させてもらったのですよ。

いいですか、それで何を学んだかなのですよ。幾ら私費で行っても町長という立場で行ってれば当然それに対する責任というのは発生するのですよ。日帰りできない距離ですよ、あそこは。朝本当に早く行って夜遅く帰ってくる、日帰りコースであればね。そういうちょっとへんびな場所なのですよ。そういう場所に行って効果は何があったのか。私はね、多分パリの市内でもいろんな美術館とかいろいろありますよね、ルーブル美術館もそうですけれども、多分そういうのにも行かれたと思うのですが、やはり参考にするべきだと思うのですよ。

私は、行ってはだめだと言っているのではないのですよ、行くのならしっかり参考にできる何かを掴んで、それを町の発展のために活用してくださいと言っているのですよ。せっかくパリまで行っているのではないですか、旅費を使って、そこを言っているわけですよ。何も隠すことではないですよ、これは。だから本当であれば、去年の2週間か幾らか出張した報告書を町民に対して提出すべきが本筋だと思うのですよ。それは、もう1年経っているけれども、やるつもりあるのですか、どうですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

出張命令で行っていますので、私とあとにはもう1人職員が行っていますので、それは復命書はそれぞれ生ずるというか、つくっております。それぞれの目的意識を持ってそれぞれ行っているといえますか、是非見てほしいという話があったものですからモンサンミッシェルは見させていただきました。それは朝早く行って、約4時間ぐらいかかったと思っていますけれども、実は向こうで見る時間がほとんどないというところで、日程的なところでもう少し本当は、そこは最低1泊して見る施設だということは聞いておりました、ただ表向きといえますか、実際にどこまで参考になったかという部分についてはそれぞれの思いですので、それを参考にしてどうのこうのというのは、私はすごい、私の見る目としては、外からはきちんと見えないようにといえますか、いろんな変な色を使わないというふうな、我々の今景観でどうのこうのと皆さんと議論しているわけですし景観条例もやっています。見えないところでの華やかさといえますか、そういうものは見せられてきたということで、やはり表は一つ重厚といえますか、厚めにして、中は普通の商売に合うような構造にしているというのは参考に、それが参考になるかどうかは別にしても、今のまちづくりの中の基本的な部分を見させていただいたというふうには思っているところでございます。いずれ見て聞いて、そして体験してきたものは、これからの町の行政に反映できるもの

というふうに、それを参考にしながらも自分なりのこれからの町政にそれぞれ生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

是非今後の行政に反映させるように期待しております。

それでは、都市計画マスタープランの方に戻ります。まず一つは、東稲山など今、放射能汚染が高度の地域になっていますね、これは文部科学省の航空写真でもしっかり出ています。この地域の土地に利用とか規制とかは、これには書いていないのですが、都市計画マスタープランにはないのですが、どういうふうになっているのでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

都市計画マスタープランは、都市計画区域の土地利用を基本としたものでございますので、残念ながら東稲山付近は都市計画区域外ということになりますので、具体的な土地利用等については記載されていないということでございます。ただ、土地利用のゾーンとしては、全体を考えた上での都市計画マスタープランを作成しておりますので、ゾーンとしての土地利用の形態については記載がされている。大まかでございますけれども、そういうふうな状況でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

そうしますと森林地区、地域、森林地域に多分該当すると思うのですが、これは、ではこの都市計画マスタープランには入っていないというお答えですが、どこに入っているのですか。この土地利用、もしくは何かの規制とかですね、そういうのはないのですか。私は当然あると思って質問しているのですけれどもね、いかがですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

都市計画マスタープランの中では、平泉町全体の土地利用についても記載されておりますけれども、都市計画法上の規制、これは東稲山付近は都市計画区域外でございますので、都市計画法上の規制はないということになります。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

そうしますと、放射能に関する規制は、放射線対策室の方になってしまうのですか、規制とか

何とかは。ちょっと話がとんでしまって申し訳ございません。私はこの都市計画マスタープランの地図上に東稲山もあるから、当然該当するものだと思って聞いているわけですがけれども、今違ふよという話で答弁ありましたから、ではどこがどういうふうを担当して規制をかけるのか、どうなのでしょう。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

放射線対策の場合は、規制というよりも特措法の指定を受けておりますので、除染を前提とした低減化対策を行っていくということが本筋でございますので、土地利用を規制するという観点ではなっておりません。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

そうしますと放射能汚染、濃度の高い部分でも、土地の利用については特に規制はないという理解でよろしいのですね、いかがですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

私が先程言ったのは、都市計画法上の規制がないということで、都市計画の場合は用途地域が指定された場合、住居あるいは商業地域、準工業地域といった都市計画の用途が指定された場合は、建坪率あるいは容積率、あるいは建物等が建てられない、これは都市計画法上で規制がされるということで規制の対象にはならないとお話ししたわけでございます。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

繰り返しになりますが、いずれ規制ということでの放射線対策ではないというふうには理解しております。あくまでも低減化対策を進めていくということで、例えば低減化対策を進めていく中で、そこが土地利用なり何なりが使いやすいような形になっていくという、そういうふうな理解はしております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

答弁としては正しいのかもしれませんが、町民としての、私の理解かもしれませんが、無制限に、では、規制もないし制限もないし、自由に勝手にやっつけていいよという話なのですか、あそこは。濃度の高い、文部科学省の航空写真でも出ていますよね、それに対して町としては特

に何も考えていないという理解でいいのでしょうか、どうなのでしょう。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

東稲地区は確かに文部科学省の0.23を超える地域ということで、文部科学省のモニタリングでそういうふうなところがあったということ、そのことを受けて特措法上の指定重点地域になったということです。

それで今の除染実施計画では、あくまでも学校等の子供の生活空間を重点に優先的に除染していくということでやってきておりますので、それは順番にやっていくということで、いずれ森林について全く手付かずという形ではございませんが、ただ、除染実施計画上は、いわゆる生活圏の範囲での森林という言い方をしておりますので、全てがその範疇に入るという考え方に直ちになるということではございません。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

いや何でこんな質問をしたかという、実は先日、木工芸館、あの辺に行った時にちょっと測って見たのですよ。そうしたらびっくりする数字が出たものですから、ああいうところは、山の上、あの辺、当然該当するのですよね、野放しでいいのかとちょっと思ったのですね。だってあそこでハイキングの何かやっていますよね、農林振興課か何か中心になって、子供たちを呼んでいろいろやっていますよね。ああいう高い地域で本当にいいのか。特に放射線対策室ではあの辺を実際に測っているのですか、計測しているのですか、ちょっと質問を変えましょう。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

公共施設でございますので測定はしております。

2番（大内政照君）

結果は。

放射線対策室長（菅原克義君）

木工芸館につきましては5カ所測定して、その平均空間線量は0.22でございます。それから大文字キャンプ場につきましては3カ所測定して、その平均が0.18という形です。なお、木工芸館については、確かに一部高いところがございます。最高で0.3というところまで確認はされています。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

平均というのはだめだよと何回も言っているでしょう。範囲で話してください、高いところ低

いところがあるはずですから。その範囲で答えてもらわないと、平均だと数字が誤魔化しになってしまうのですよ。信頼性がないのですよ。何度も言っていますね、これは。だから答弁はそう答弁してください、今後。

そうしますと、ここについては特に町としては放射線量は測ったけれども大丈夫だよという話でいいのですね。よろしいですか、そういう理解で。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

どこまでを大丈夫だというのがなかなか難しいところではあるのですが、確かに高いところはございます。ただ、先程言いましたように生活空間、子供たちの生活環境から順次除染をしていくという方針でやっておりますので、それから森林については先程も申し上げましたが、全てというよりは、あくまでも生活圏の範囲に入る森林というのが、計画上は緑園から20メートルというふうな形で一応計画上はそういうふうには記載しております。

議長（青木幸保君）

質問者は、通告に沿った発言をするように心がけてください。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

結局、放射能汚染対策が見当たらない理由の関連なのですよ、すみませんがね。特に東稲山なんかはそういう高濃度地域だから、そういうところで子供たちがいろんな行事をしたり何なりしているケースがあるわけなのですよ。それに対して町としては何も手を打っていないとか、何もしていないような印象を受けるものですから、やはりそこは、もう、ぽっかり空いている空間みたいなね、行政の狭間みたいな印象を受けたものですから質問をさせてもらったのです。ですから、これは町長にお願いなのですが、この辺も含めて、やはりしっかり対策を打つべきだと思うのですよ。ちょっと都市計画マスタープランからはずれていますけれども、ただ、放射能汚染に関しては、そういう部分では、放射線対策室は子供たちとか住んでいるところとか言うけれども、実際たまにハイキングなり何なり行くのもああいうところなのです、山とか。そうであれば、そういうところの制限をかけるとか何か事前の方法をすべきだということを意見を言わせて、別の質問に入らせてもらいます。

それと午前中、国立博物館、それから町の新体育館ですね、これは土地利用区域はどこに該当するのでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

土地利用区分については、その建物をどこに建てるかということによって変わるということでございます。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

ということは、建設場所はどこにつくってもいいという、場所を決めてもいいということに理解してよろしいですか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

基本的にはそうなりますが、ただし都市計画区域内においては用途地域が指定されておりますので、その用途地域に沿った建物であれば建てられますけれども、例えば住居地域、あるいは準工業地域等の場合はいろいろな規制になるということで、用途地域に建設する場合であれば、都市計画法に則った、許可基準に則って建設の場所が選定されるということになりますので、検討は必要になるということでございます。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

これも結論的にはまた持ち越しという形にはなると思うのですが、どちらにしても建設に絡むことですので、早期に結論を出して国立博物館、町の新体育館ですね、結論を出して進めるべきという意見を述べて、もう1点質問をいたします。

（5）で前計画の反省点を見直していないのではないかという話のところ、どうも明確な答弁をいただいている様子がないですね。これは同じ質問を新総合計画の時もやったのですよ。そうしましたら、あとで追記になって印刷になったわけなのですが、やはりそういう前の計画でうまくいかなかったこととか良くてできたこととかあるはずなのですね、それが基本的には新しい計画に反映させるわけです。基本的にはこれがPDCAを回しているという表現になると思うのですが、それがどうも見受けられない。それで都市計画を云々で法律でつくっていますよと、それは分かりますよ、分かりますが、その辺の前計画の反省点なりあるはずなのです。この辺はどうなのでしょう。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在の平泉町の都市計画マスタープランは平成15年に作成されまして、平成32年を目途に将来の土地利用のあり方について示したものでございますが、今回は社会情勢の変化に伴う見直しということで見直すものでございます。その一つは、先程町長もお話ししましたが、県の都市計画マスタープラン、あるいは隣接する一関市、奥州市のマスタープランの見直し、そして平泉町の文化遺産の世界遺産登録、これらによって社会情勢が大きく変わったということから見直しを行うものでございます。具体的な見直しになります、申し上げますと、一つは都市計画道路、

そして新たに追加された事項では景観の条例等が作成、うちの方でありますので、それに伴う景観形成の基本方針、そして世界文化遺産の保存計画、これらの内容について今回、追加と見直しを図るというものでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

時間もなくなってきましたので、まとめに入らなければいけないのですが、ただ、今答弁のあった社会情勢の変化で見直していますよという話なのですがね。では何で県がBランクにした国立博物館は社会情勢の変化に該当しないのか、それから町民から出ている請願が採択された結果を踏まえて町の新体育館、これは建設に向かって今教育委員会でも進んでいるわけですね、検討がね。それはなぜこれ入れられないのか。社会情勢の変化でしょう、これだって、違いますか。それにやはり対応すべきなのが、柔軟に対応するのがね、やはり町職員の皆さんがいろいろ計画、仕事をしている都市計画マスタープランではないのかと私は理解しているのですが、社会情勢の変化ではないという話でよろしいのですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の見直しは土地利用に関しての見直しということでございます。県あるいは一関市、奥州市の土地利用の見方が変わったと、そして世界遺産登録に伴って平泉町の土地利用も変わった、変わるということでございまして、個々の体育館、あるいは博物館等については、その後についてくるものだというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

なんか結論がなかなか出ないで堂々巡りのような感じがしますが、ただ、あとについてくる話というところに一縷の希望をもって、また次回見直す時に是非入れていく方向で検討してもらいたい。特に町の体育館は、教育委員会で今検討にもう入っているわけですから、実際、もう実現あと何年後かにはするわけでしょう。そうであれば早急に見直しをすることを提案して質問を終わります。

以上です。どうもありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで大内政照議員の質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、升沢博子議員、登壇質問願います。

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

よろしくお願いいたします。

初めに、質問事項といたしまして3点についてお伺いいたします。1点目は、グリーン・ツーリズム推進の取り組み状況についてでございます。2番目といたしまして、町民と行政との協働の推進について。それから3番目といたしまして、除染の進捗状況と計画の見直しについて、この3点についてお伺いいたします。

1点目ですが、グリーン・ツーリズム推進の取り組み状況はについてでございます。

世界遺産登録2年目となりました。観光客は初年度は6～7割という見方もありますが、長い目で見た今後の平泉型観光のあり方を考える時に来ているのではないのでしょうか。そこで農村と都市との交流ということで、平泉の自然、文化、人々との交流で楽しんでいただく滞在型のグリーン・ツーリズムが見直されております。その中で滞在型交流事業としての民泊の推進について、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

2番目といたしまして、現在までの取り組み状況とその実績についてお伺いいたします。

3番目、昨年度行いました町民への民泊についてのアンケートの結果はどうだったのでしょうか。また、その結果を受けて受入れ農家への働きかけや育成はどのように行っていくのでしょうか。来年度は平泉独自の受入れとして、二つの中学校の平日の要請があるようですが、その受入れ先は確保できているのでしょうか、お聞きいたします。

2点目でございます。町民と行政との協働の推進についてお伺いいたします。

昨今、町と町民との協働といわれて推進を他市町村、図っているところでございますが、平泉におきましては、平成17年から始まりました自立施策推進プロジェクトチームは、一部のチームを除いて発散的解散となり現在に至っているというふうにご認識しています。集中改革プランは一定の成果を上げたとなっておりますが、各チームの事業実施結果に対する評価、課題についての報告はなされているのでしょうか。

2番目といたしまして、行政区総合補助金は地域課題への対応策としての事業と認識していますが、現在の運用状況と課題についてはどうでしょうか。

3番目としまして、行政主導から住民主体への地域づくりへの変換が今求められております。住民への働きかけや今後の支援、人材育成の対策についてはどうでしょうか。その対策はございますか。

大きい3点目でございます。除染の進捗状況と計画の見直しについてです。

最初に、現時点での町内の定点測定結果が8月の段階で広報にも掲載されております。これは5月に町として除染計画を出しているところでございますけれども、その結果を受けまして除染計画は今後見直していくのかどうか。そしてまた、最近の新聞にも掲載されましたけれども、通学路に0.23を超えている高いところもあると。それで今、国との協議を重ねているという新聞報道もございました。そこで今後、そこについての除染計画の見直し、あるいは国の協議はあるのでしょうか、それを待たずに町として進めていく計画はあるのかどうか。

2番目です。志羅山児童館の公表されている測定値は除染後の低い値になっているようですが、

場所によっては高い値が計測されています。子供たちの集まる場所でもありますし、近付かないようにその値も公表すべきではないでしょうか。

3番目ですが、コンクリートなどの平滑な場所と土や草原などでは、計測される値は全く違ってくると思います。どのような場所を選定しているのでしょうか。やはりそこも高いところ、低いところ、そこは平均値ということが出てくると、やはり不確かな計測値になるのではないのでしょうか。

最後に、時間の経過と共に放射能汚染については関心が薄れてきているように感じています。免疫力を高め身を守る方法など、子供たちの健康について不安を抱えている保護者などへの学習の機会を今後も提供すべきではないでしょうか。

以上、大きい三つについてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、升沢博子議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、グリーン・ツーリズム推進の取り組み状況についてのご質問でございます。

一つ目の世界遺産登録後の滞在型交流事業としての民泊の事業推進についてであります。世界遺産登録により平泉を訪れる観光客は増えておりますが、こうした状況を予想し、平成21年度から民泊推進の取り組みを強化しているところでございます。これまでの通過型観光から文化遺産をはじめ平泉らしさを活かした伝統工芸と郷土料理等の体験ツアーなど、田園風景、そして人、食の魅力を体験し交流していただく滞在型観光への転換を図ろうと今考えているところでございます。

次に、今までの取り組み状況とその実績についてであります。

平泉町のグリーン・ツーリズムは、平成元年度から受入れが始まりまして、平成7年から神奈川県緑が丘中学校をはじめ、農家民泊が本格的に開始されたところでございます。また、平成20年に平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会を設立し、平成22年には奥州グリーン・ツーリズム推進協議会との連携分も含めまして、教育旅行の6校、274人を受入れております。これまでの総計としては3,857人を受入れている状況でございます。しかし、平成23年及び24年は、東日本大震災の影響で残念ながら減少しているところでございます。

次に、受入れ農家への働きかけと育成の対策についてでございます。

受入れ農家への働きにつきましては、平泉町グリーン・ツーリズム推進協議会が平成23年11月に町民へのアンケート調査を実施しております。回答のありました90件のうち受入れ可能と回答したのは21件であり、厳しい結果になったところでございます。

民泊推進の鍵となる受入れ農家の確保につきましては、平泉の持つ地域資源の活用による体験メニューの考え方、そして講習会、更には先進地視察などの民泊推進プロジェクト事業を取り組んで参りましたが、今後もグリーン・ツーリズム推進協議会を受入れ母体として研修を重ね、新たな民泊システムの構築と受入れ組織の整備を目指し、グリーン・ツーリズムを一層推進、支援

して参りたいと考えているところでございます。

次に、大きな二つ目として、町民と行政との協働の推進についてのご質問でございます。

初めに、自立施策推進プロジェクトの評価、課題についてでございますが、住民との協働のまちづくりを目指してということで、平成17年6月に5チーム、里山づくり、特産品開発、観光おもてなし、中尊寺通り整備、町の景観づくりが先行して立ち上がってございます。9月には、公民館・図書館活動運営が加わり6チームとなりました。平成18年度には6月に障害者支援、10月には匠の技が立ち上がり、合計8チームとなったところでございます。

これらのチームは、産業文化祭での活動発表、広報での報告、アンケートの実施や説明会の開催など、それぞれ独自の活動を展開してきたところです。一例を挙げれば、図書館の古くなった本を無償配布するなど、今までにない成果を上げていただきました。

その後、活動の成果を踏まえ、平成18年度末には発展的解散となりましたが、特産品開発は農産物加工所へ引継がれ、観光おもてなしと景観づくり、食の技は世界遺産のまちづくりの骨子となり、障害者支援は継続して取り組むべきテーマでございますし、中尊寺通り整備につきましては、まさに現在行われているという状況でございます。

これらの評価、課題についての報告ということでございますが、この事業は町の自立のための地域力を高めるための取り組みで、住民の自主的な参加による活動を目指したものでありまして、それぞれのチームで検証された事項については、先程申し上げたように、可能なものについては施策に反映させていただいております。

なお、それぞれのプロジェクトチームの活動状況につきましては、平成17年1月から平成18年12月までの毎月の町広報でお知らせをしたところでございます。

今後はこれらの成果を更に町政に活かしながら、住民と行政による協働のまちづくりにつなげて参りたいと考えております。

次に、行政区総合補助金の運用状況と課題についてのご質問でございます。

行政区総合補助金につきましては平成15年度から実施している事業で、地域づくりの重要な役割を担っている行政区が取り組む事業に対して交付し、地域活動を支援しているものでございます。それまで行政区に対する直接的財政支援はなく、各種団体を経由しての個別事業に対する助成制度があるのみで、行政区の運営費や活動については町民からの会費で賄われているのが現状でありましたが、行政区の事業実施にあたっては、所要の財源を必要とすることから行政区総合補助金を創設したものでございます。

平成23年度におきましては、運営費補助金として259万2,000円を、事業費補助として189万5,000円を交付しており、事業としては、地区運動会の開催をはじめ各種のソフト事業が中心となっております。

町としても地域づくりに成果ができる活動に対して、今後も積極的に支援して参りたいと考えているところでございます。

次に、住民主体の地域づくりへの住民への働きかけや、支援、人材育成の対策についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、これからのまちづくりは住民が主体となっていく流れにあると認識をしております。平泉町におきましては、今年度の平泉夢灯りの会が行った浄土のあかりに見るように、皆様方の献身的な活動によりまして大きなイベントとして定着して参りました。多くの若い人たちに訪れていただきまして大変喜ばしい限りでございます。今後の大きな課題といたしましては、もっと住民の方々が様々な意見を出し合い事業を行いやすくすることと、若年層の意見をどのようにしてまちづくりに取り入れていくかであろうと考えております。それらについて今年度、協働のまちづくり計画を作成する予定でございます。その策定過程の中におきましては、ほかの市町村が行っている地域を活性化させるなどを目的とした協働のまちづくり交付金及び地域コミュニティ支援に関する事業など先進事例を学習しながら、今後も引き続き検討していきたいと考えております。これからのまちづくりの活動をリードする人材の育成につきましても併せて検討して参りたいと考えております。

また、町ではこのたび岩手県が行いました元気なコミュニティ特選団体に、町内の各種団体を横断的につなげた平泉まちてらす会が選定されておりますので、これに続く組織の掘り起こしなど、町としてどのようなことができるかを検討して参りたいと考えております。

次に大きな三つ目でございます。除染の進捗状況と計画の見直しについてのご質問でございます。

初めに、現時点での町内定点測定結果による第1次除染実施計画の見直しにつきましては、除染実施計画は5月に実施しました行政区ごとの宅地等の放射線量測定調査を踏まえまして、14区と17区の一部地域で0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が確認されたことから、対象区域の追加として除染実施計画の変更を検討したいと考えております。

なお、計画変更にあたっては、字ごとに5カ所の放射線量測定を行い、その平均値が0.23マイクロシーベルトを超えた場合、対象区域として追加することとなります。

次に、志羅山児童館の除染後の対応についてであります。

志羅山児童館につきましては、夏休み期間中に除染工事を実施してございまして放射線量の低減化が図られたところでございます。除染後の放射線量については、除染前の測定地点と同じ場所の13カ所で測定をいたしまして、地表面、高さ1センチメートルでございますが、最低で0.05、最高が0.20、平均で0.08マイクロシーベルトとなっております。1カ所だけ0.20マイクロシーベルトの場所があり、0.23マイクロシーベルトを下回ってはおりますが、水路などもあり、安全対策上からもポールを置いて立ち入らないようにしているところでございます。

次に、放射線を計測する場所の選定についてであります。放射線量は測定する場所の土地の形状や環境に影響を受けることは議員ご案内のとおりでございます。測定方法につきましては、環境省の除染関係ガイドラインに基づきまして測定してありますが、例えば除染対象区域を決定するための調査では、測定地点などを決めるにあたってその区域の全体的な傾向を把握できるようにバランス良く測定地点を決める。あともう一つ、その区域の平均的な線量を把握するため樹木の下や側溝など、局所的な線量が高い可能性のある地点は測定地点としないということがあります。更に多数の人の生活空間となっている場所は測定地点を多めにする等々を考慮するとあり

ます。

したがって、毎月の定点調査では環境省のガイドラインに則り、公共施設では玄関や校庭等で1カ所から3カ所、各行政区は公民館の玄関等で1カ所、史跡地は面積、地形を考慮しまして4カ所から5カ所測定しております。

次に、不安を抱えている子供の保護者などへの学習会の開催についてでございます。放射性物質の健康影響に関する講演会が、県主催で平成24年7月に役場を会場に開催されました。9月30日にも県主催のリスクコミュニケーションが平泉で開催されます。また、時期は未定でございますが、町としても町民を対象とした講演会等の開催や、住民向けチラシの作成を予定しております。その際、県の講習会等と内容が重複しないよう配慮しながら企画していきたいと考えております。

放射能に関する啓発の取り組みは、除染工事などのハード面での対策と併せ、住民の健康に対するリスク対策として放射能の理解と対応を周知していくことが、今後とも息の長い取り組みとして考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

それでは質問をさせていただきます。1番目のグリーン・ツーリズム推進のということで、この中でアンケートを昨年度とられましたということで、その結果について担当課の方からも私も簡単な集約したものをいただいております。2,435軒に配布いたしまして、これは広報と一緒に回されたものだったと思うのですが、89軒の回収で3.65%の回収率でしたということで、この中で三つ質問されておりまして、民泊について知っていますかとか、全く知らないとか、そういった項目がありまして、ここにそれがあるわけなのですが、まず一つは、全世帯に配ったところで89軒だけの回収というのは、これはちょっと、かなり少ないのではないかと感じているところですし、その中でやはり受入れていいという所は21軒というところのようです。それで、今実際受入れている方々にお聞きしてもですね、やはり子供たち、食育あるいは郷土食とかですね、大変な部分もあるのですが、そこの中での都会の子たちとのふれあいの喜びとかですね、こういうお礼の手紙をもらったとか、そういうのをやはり聞くにつけても、そこをうまく活かして進めていくという形のものが必要なのではないかと思っておりますが、ここのアンケート結果について、もう少し詳しいあれをお返事いただけないでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

昨年の11月に平泉町のグリーン・ツーリズム推進協議会が、平泉町の全戸を対象にアンケート調査を実施したと。議員ご指摘のように回答率4%に満たないという状況で、私の家にも実は

来た記憶がありますが、私もなかなか受入れし難い状況があって、要するに受入れをできませんというところを回答する勇気がなくて、みんなそういう低い率になったのではないかと。それは私の個人的な見解ですが、いずれ調査結果を見ますと、確かに回答あったのが89軒、90軒という数字です。その中で21軒の人が受入れをします、可能ですという回答です。今のグリーン・ツーリズムの主力メンバーが大体このメンバーだというふうに考えてもらって結構かと思えます。ここから回答率そのものには、このアンケート調査への取り組みについては、やはりいろいろ取り組み方、考えるところはあったのかもしれませんが、いずれこの調査に関しては、一つの考え方、町民の多くがどのように考えているかという指標だったと思うのです。やはりまだまだ、いろいろグリーン・ツーリズムということを実泉町が実施していることは分かるけれども、細かいところまで分からないし、自分の立場に置き換えた時に受入れが難しいところがあるというところで回答が低かったというふうに、私は一応そういう状況を分析していました。

今後も、もちろんそういったアンケート調査についてはこれまで以上に、今回の反省点も含めてアンケート調査等はもう少し回答をきちんと引き出せるような事前の取り組みなり設問の仕方というところを工夫が必要かと考えております。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

最近また一つですね、もっと具体的な受入れの志がある方というようなアンケートというか、そういうものもちょっとありましたが、それについてはどうでしょうか。

すみません、ちょっと質問を間違えました。申し訳ないです。すみません、これは観光の方でしたね、失礼しました。

それでは、今後、来年の受入れ予定についてということで、土日であれば仕事を持っている人も受入れ可能ですが、やはり平日という計画が、結構来年度はあるというふうに聞いております。そうなった場合に、やはり今よりももう少し受入れ家庭を増やしていきたいという、協議会の方でもそういうあれがあるようですけども、やはり今もう、確かにまだシーズンオフではないのですけれども、ちょうどオフの期間にそういった支援というか学習というか、そういうことを考えている、来年度に向けてというか、そういう予定はあるのでしょうか、ちょっとそこについてお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

町のグリーン・ツーリズム推進協議会では、この4月、5月、6月、7月までですか、今年度のグリーン・ツーリズムの受入れが集中した形で、それをこの間役員会で、いろいろと反省を踏まえていろいろと話をしました。その中で、更に今後の取り組みというものをどうしていくかというところで話し合いもしております。また、奥州グリーン・ツーリズム、奥州市とのグリーン・ツーリズム協議会と連携をしておりますが、その中からも、もう既に来年の取り組みをどう

していくかというところでの計画づくりというものがもう始まっています、当然平泉町としても推進協議会を中心に、今後、来シーズンに向けまして具体的にこれから民泊推進のための取り組みですね、どうしていくのか、もうちょっと具体的に、また現実的に状況を分析して進めていくと。今、正直決め手というところは、昨年から進めております具体的な、要するに受入れ意向の開拓という部分がありますけれども、そういったところをどういうふうに誘致してくるか、平泉町に来ていただくかというところをこれから、例えば担当者なり役員会が自ら足を使ってそういうところに誘致に出向くといったことも含めて、いろいろと検討していく必要があるかと思えます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

申し訳ありません。先程間違えたつもりが間違えてなかったです。観光のアンケートではなく、最近受入れてもいいという受入れ希望の者に対しての内容について、申込用紙的なものですか、ありましたね、あれについてどういう範囲でお願いしたのか、そこをちょっとお伺いしたかったのです。すみません。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

改めて実は平成25年度のそういった調査が来ておりまして、これまで受入れ実績のあった農家に対しまして発送しているということでございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

それでは、是非、来年度に向けまして、やはり頑張る農家を応援するというか、6月の岩手日報の新聞の記事にも町長がインタビューに答えていまして、やはり民泊あるいは道の駅とか、そういった形で交流型の観光行政を進めていきたいという記事も載っておりますので、是非ともそこは進めていただけたらと思っております。

それでは2番目ですが、町民と行政との協働の推進についてでございますが、このことにつきましては、やはり一つ、これ地域課題に対応するというそれが始まった時点で、年度は今不確かなのですが、行政の職員が担当として各行政区の区の中についた、当初ですね、ついたことがありました。それが私もあまり記憶にあればですけども、どこまでどういう形で続いたのかということが一つと、それから今度近隣の奥州市、あるいは一関市の部分をちょっと調べてみましたところ、奥州市では奥州市市民が選択する市民広域活動団体支援事業ということで募集いたしました、これは市民が投票する形で、この団体にはこれぐらいをやれるというような補助額の決定まで市民が口を出すというか、投票制のような形をとっているところがありまして、今年度は12団体が応募、投票総数が3,680票で、その中で一番大きいところから一番少ないところまで額が

決定されたというところもあるようでございます。それから一関市に関しましては、地域おこし事業費補助金ということで、当初上限はなかったようなのですけれども、今上限100万円ということで、補助率の3分の2ということで、今年度は30団体が応募したということで、公開プレゼンテーションという形で確か岩手日日の方にも、この団体が受けると、決定したというのを見たところでは。

そういう形で、やはり市民のやる気を起こさせるというような形の行政の、それが本当の協働ということではないのかと思いますし、さっき町長の話の中にも、協働のまちづくり計画でそれが協働のまちづくり交付金という形のことを考えているようですけれども、その辺は具体的に、そういうことを踏まえてということなのではないでしょうか。ちょっとそこをお聞きいたします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

升沢議員からの最初のご質問でございますけれども、これにつきましては行政区の地域課題対応事業だと思っております。いずれこれにつきましては、平成17年3月頃からだったと思っておりますけれども、将来もちろん単独という方向で平泉町は進んで参っているところでございますけれども、将来の合併等をまず視野に入れた場合に、それぞれの行政区での地域課題の積み残しになっている部分があるのではないかと、それについて今のうちに、大きな事業は展開できませんけれども、今のうちに小さな課題を一つずつ解決しておくべきではないかということで、それぞれの行政区に3名ほどの職員を配置いたしまして取り組んだものでございます。

いずれこの事業につきましては、最終的には、それぞれその行政区で対応すべき事業がですね、当初の頃は防犯灯の設置でありますとか、ガードレールの設置等の比較的小規模の事業費で対応できるものがございまして、年間予算枠1,000万円以内の範囲内で対応していた事業でございますけれども、近年それらの事業がそれぞれ進行する中で、最終的にやはり大規模な町道改良的な事業が残ってきている状況になってございます。いずれそれにつきましては、この当初の地域課題対応の中での対応は難しいという中で進んでいる経緯もございまして、それらの大きな事業につきましては、今後それぞれ道路改良であれば道路改良という形の中で、順次、実施順位を決めながら対応していこうではないかということで、まずはこの地域課題対応事業につきましては、平成23年度をもって所期の目的は達成されたということで、平成18年度から平成23年度まで、平成23年度をもって現在終了したという状況になっているところでございます。

それから、2番目の地域活性化にかかわる近隣市の対応等を平泉町ではどう考えているのかという状況でございますけれども、先程町長の答弁の中にもございましたけれども、今年度に当町では協働のまちづくり計画を策定する予定でございます。それらの第三者機関を対象として考えているところでございますけれども、それらのまちづくり計画、審議会になるかと思いますが、それらの中でご検討いただきながら、どういう方向性、どういうものが今望まれているのかを探りながら、その中で議論、検討していきたいというふうな方向で考えてございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

是非とも期待したいところなのですが、そうなりますと補助金を交付するというような形になるのでしょうか。事業に対する補助という形になるのでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

具体的な方法はまだこれからでございますけれども、先程議員からもご指摘いただいた奥州市なり一関市の方向から見ればですね、提案をしていただいた中でそれを、それぞれその内容を精査させていただいて、いいものについてはという方向もございますので、それらにつきまして予算の持ち方、支出の仕方につきましても、今後検討させていただくということでご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

一関の例を挙げさせていただきますと、地域おこし事業補助金は町としてやっているわけなのですが、そのほかに市民活動推進事業という、それは町から独立した形の市民活動センターというところが、それは県の補助を何年か受けてやっていたのですが、平成20年からは市がそれを受けて市として市民活動センターを運営しているという形で、そこは活動する団体を育成というか指導する、情報発信、啓発、話し合いとか支援事業とか、そういう形の働きをするところがあるわけですね。それで今課長のお話を聞いていても、やはりお金を出すだけではなく、その団体を育成するような、もちろん民間が指導してやるわけなのですが、その辺の支援、育成ということがやはり行政の、それがいわゆる協働なのではないかと思っておりますので、その辺もお考えあるかどうかお聞きします。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

具体的な答弁を望まれているようでございますけれども、なかなかそこまで具体的な方策をまだ持ち合わせてはございませんけれども、いずれなかなか限られた予算の中で執行している内容でございます。人材育成につきましても、今後その中で極力、それぞれの住民の方々からのアイデアに基づいて、できれば予算的なものの支出が極力少なくすむ効果的な方策を検討して参りたいと考えてございます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

是非ともそういう形で、町民が逆に競ってこの事業を起こしたいというような、女性たちもやはり単なるボランティア団体ではなく、やはり資金が伴う事業として起業、起こす業としてやるような、そういった形を私たちは本当に心から望んでいるところがございますので、やはりその辺のところを支援いただき、私たちも頑張るという方向性を持っていければと思っております。

それでは最後の質問になりましたけれども、除染の進捗状況と計画の見直しについてということですが、実は過日、福島県のちょっと南の方なのですけれども、平田村というところがありまして、そこは6,000人ぐらいの人口の、山に囲まれた盆地なものですから空間線量はそんなに高くない村なのでありますけれども、そこにひらた中央病院という個人の経営する病院がありまして、その病院の理事長が、是非とも住民の健康を守りたいということでホールボディカウンターを購入、5,000万円ぐらい、総経費含めてかかったようなのですけれども、それを購入したようでございます、昨年10月から住民の測定をやっているようでございます。

それで今年7月には2台目ということで、今2台を稼働させながら、多い時期には1日に400～500人という、そういった人たちを測定して、20ベクレル以上が出た場合は本人に通知して食べ物に問題がないのかと、もし出た場合はそれを指導するというようなやり方をやっているようでございます。

それで一般の人たちは2分程度で受けられる簡単なものなのでございますが、ただし料金が1万2,000円というお金がかかりますが、18歳以下は無料だそうでございます。そして協定を結んだ市町村は半額で測定をしてもらえるという協定で、実際私が伺った時には、千葉県の牛久市の方が集団で測定にいらしておりました。結果も1時間ぐらいで示されるわけなのですけれども、ただ、やはり専門的な解析をする人員とか、いろんなかなり厳しい環境とか、そういったところも必要でしょうし、解析、データ処理など、やはり事後の管理などですね、結構やはり人的なコストが結構高いのではないのかということで、平泉としてはどうなのかということはあるのですけれども、ただ、心配をしている親、あるいはそういう人たちには情報提供としても可能なのではないかと思います、その辺のところを、もし町として情報提供等、そういう子供たちを連れて測定をするというようなお考えはないかどうかを伺いたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

今ご質問のあったホールボディカウンターにつきましては、やはり購入するには5,000万円ぐらいだというような報道等で確認をしておりました。ただ、平泉町としてホールボディカウンターの導入というのは一朝一夕には難しいのかというように思っておりますが、情報提供等で、より精度の高いのが、実は尿検査の方がセシウムの人体、健康影響に係る分では、尿検査の方がより精度が高いというお話もありますことから、手軽にできるのはホールボディカウンターとされてはいますが、今お話あったような20ベクレルとか、2ケタ単位のベクレル、あるいは100ベ

クレルとか大きなベクレルにならないと機械の限界、測定限界がありますので、尿検査の方がより精緻な結果が得られるけれども、時間なり労力がかかるし費用もかかるということですが、その中でも県の方でも検討されているというお話もありますので、それに見合った形で町でも何らかの対応を検討している段階でございますので、ホールボディカウンターを購入というのは一概にはできませんけれども、健康影響調査に係る対応としては、新たな手立てを検討しているということをご了解いただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

今お話の中に、尿検査の方が确实だという、私も実はそういうふうに思っていたのですが、実はそのこの病院の測定技師たちとちょっとお話をしたところが、尿検査の方がかなり測定値としては難しいということなのですね。逆に2リットルという量を、それもたまたま、そこに出るか出ないかということらしいですので、尿検査の方が不確かなのですよねという話をたまたま伺ったものですから、そこについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

岩手県の放射線の検討会議のところでそういった見解が出されておりましたものですから尿検査の方が精度が高いというお話をしたところですが、いろいろやはり先生方によっても、そこも見解の分かれる部分でもあるというお話にもまた聞いております。そういった中で、県でそういった知識のある方々の会議での結論を尊重した結果として先程お話ししたところでございます。ただ、それが全てかと言われると、そればかりでもないということもございまして、検査後の対応につきましても、先程議員ご指摘のとおり、評価をするということになると、かなりそれなりのまた高度な専門知識を有された、放射線になるとまた一種独特というか、なかなか先例のない事象でございますので、対応もまた確かに大変になることだろうと。ただ、子供たちの健康影響を考えていくということは全く重要なことでございますので、それに向けては極力、最小の費用で最大の効果という観点からも、常に取り組んでいきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

やはり子供たちの今後、大体3年、4年、5年という経過をおって、やはり健康調査という意味では細心の注意を払っていただきたいと思いますし、もしできれば、その情報提供はもちろんしてほしいですし、やはり交通費のみで子供たちはただで受けられるという話であれば、希望する子供たちは連れて行って親たちを安心させたいという思いがあるわけです。

それと1番目のところで、新聞の中でも、除染計画についてですけれども、今後国と協議をしていると、それは国と協議をした結果、除染してもいいという許可がなければ通学路とかそういう

うところは、今後どういう進捗状況になっていくのか、そこを伺いたいのですが。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

通学路につきましては、過日、小学校を中心に半径500メートルの範囲に入る町道を、一応通学路と見立てまして測定いたしました。その結果については広報に載せたとおりでございます。更にその中で5路線が、一部の区域で0.23を超えていた箇所が何カ所か認められましたので、5路線のうちあまり影響、いわゆる0.23を超えている箇所が1カ所とかその程度であればいいだろうというところを除いた更に2路線についてですね、更に詳細に調査をいたしまして、最終的には中学校のグラウンドの脇のところに、倉町1号線、未舗装の道路になっておりまして、この道路延長で約200メートルぐらいが、こちらで計測した形の中では0.23を超えるところが、詳細な調査をした結果、更に認められたということで、この部分の除染について現在検討しているということでございます。

それで国との協議というのは特に、結局はこのエリアは除染区域の対象エリアに入っておりますので、基本的には国の補助を受けながらできるということなのですが、ただ、どのような方法でも国の補助が受けられるというものではなくて、例えばグラウンドであれば今やっているような表土除去、客土といった方法がとれるのですが、通学路についてはそういった方法がとれません。いわゆる限られた方法しかないということで、こちらで提案しているのは、いわゆる草ごと土を取って、それを反転させて転圧させるという、その場で処理できる比較的簡単な方法で除染効果が上げられるのではないかとということで、今この点について国庫補助の対象になるかどうかを協議しているということでございます。

したがって、単費でやることについては、以降それはできるわけなのですが、でき得れば通学路ということでございますので、また除染対象区域にも入っておりますので、国庫補助を使いながらやる方法をこちらとすれば追求していくということになっておりますので、そういう意味での協議をしているということでございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

そうですね、国の国庫補助というところがあれば、もう即というところなのかもしれませんが、やはりこれは時間的な経過と共に今年度中というふうに示されている、そこまでは子供たちが毎日通っているところで大丈夫なのかという、そういう心配があるのでございますが、やはりそれは国の国庫補助を待たなければできないということでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

それでもう少し協議のことに触れますが、直接的な国との窓口というのは、福島に環境再生事

務所という環境省の出先機関がございます。ここがいわゆる指定区域になっているところの除染について市町村を支援しているところになります。ここに協議として挙げて、それで今ここから更に本省の方に協議が上がっていると、上がる直前ぐらいになっているということで、先週、福島環境再生事務所の方々にも現地を見ていただきまして確認をしてもらったということで、こちらとすれば、何とか補助の対象にはなれるかみたいな感じでは、感触としては抱いておりますが、最終的にはこの方々が環境省、本省と協議していただいてオーケーを出していただくということ待ちたいと思っております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

最善の子供たちの命を守るということを一番にさせていただいて、健康被害を極力、4年後、5年後、あの時ああいうふうにしていればということにならないためにも、やはり町として胸を張って、ただ分からないことはたくさんまだまだあると思うのですね。なのでその辺、分からないものは分からないものとして伝えるしかないところもあると思いますので、それをただ安全だというような言い方はなるべくはしたくないと思いますので、その辺は町として、町長はじめ考えていただければと思っております。

今日は答弁いただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時35分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

通告3番、石川章議員、登壇質問願います。

6番、石川章議員。

6 番（石川章君）

人は冷たいのですけれども、議場が暑くて暑くて大変でございますが、20分か25分ぐらいのお時間を頂戴いたしまして終わりにしたいと思います。

この4月の議会改選後の初めての質問でございますが、この場に立たさせていただきましたこと、町民の皆様方に対しまして心より感謝を申し上げますと共に、住みよい平泉とし、福祉向上に努めて参りますので、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

それでは、先に通告しておりました2点につきまして、単刀直入にご質問するので分かりやすいご答弁を求めます。

まず昨年の3.11のあの未曾有の大震災でお亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈りいたします。また、行方不明者の一日も早い安否が確認できることを願うものであります。そして被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますと共に、一層早期復興をお祈り申し上げます。

さて放射能対策についてお尋ねいたしますが、前大内議員、升沢議員の両氏から質問がありましたが、自分なりに質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

3.11大震災福島原発事故からちょうど1年6カ月、全世界の注目となり、国内では風評被害にさらされ、そして東日本では放射能汚染に悩まされ、いまだかつて被災地住民が安心して暮らせる状況にはなっていません。当町でも遅ればせながらも放射能対策室が設置され、これまでに再三にわたって議会で議論されてきておりましたが、子供たちを被ばくから守るための除染作業がなされておりますが、この除染作業はどの範囲まで行われるのかお尋ねいたします。

また、通学路でも濃度の高い放射線が検出されたとのことですが、登校、下校時の被ばく防護服などの着用はできないものかをお尋ねいたします。

また、当町に畜産農家の方々、しいたけ栽培の方々などの大型農家の補償問題等がどうなっておりますか。畜産農家では放牧地の天地返し等、しいたけ農家ではほだ木の確保など、これらの対策はどのようになっているかお聞かせください。

今年は果菜類、山菜販売自粛、農産物の出荷停止など、町内の小規模農家の収入減は大なり小なりあると思いますが、小規模農家への援助など対応策を考えているか否かをお尋ねいたします。

2点目の鳥獣駆除について質問いたします。

今、農家は放射能汚染、そして鳥獣被害とかなり打撃を受けております。世界文化遺産の町平泉町は大自然サファリパークのような町になりはしないかと心配しているところですが、クマは出るし、カモシカ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、イノシシ、キツネなど、かなりの数で繁殖されております。各地で農産物の被害が発生しており、早急に公的手段で鳥獣駆除をするべきと思いますが、岩手県では400件からのクマの出没情報が寄せられているとのことですが、今年は奥山で木の実が不作で、イノシシ、クマ等が里に下りてくるようだとのこと。転ばぬ先の杖で早急に対策を考えるべきと思いますが、当局の考えをお聞かせください。

6月には一関市大東町でクマに襲われているし、また先日、9月3日に巖美町でもクマに襲われ怪我をされています。心配されるのは、町内で山間地域にひとり暮らしの老人の方々が多く、そして観光客の安全を守るためにも早急に対策を講じるべきと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

石川章議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、放射能汚染対策についてであります。

今ご質問のありました除染範囲をどの辺からというお話でございます。

これにつきましては議員ご案内のとおり、何度も今までにもご説明申し上げましたが、公共施設のうち学校等、子供が長時間生活しているところを最初に除染をするという計画で、今、除染計画を策定いたしまして現在進めているところでございます。子供たちへの心配ということで、登下校時での防護服の着用というふうなことでございますが、いずれこのレベルではないと認識しておりますので、必要ないと現時点では考えているところでございます。

畜産農家、しいたけ農家への補償対応につきましては、関係する損失額をJAいわてグループとして東京電力へ請求をしているところでございます。今年の8月までに全体で99億円を請求していると聞いておりまして、これまでに61億8,000万円ほどが支払われているようでございます。JAいわて南では5億7,000万円ほどを請求しておりまして2億9,000万円程度が支払われているというふうな情報を得ているところでございます。また、対応策といたしましては、県やJAとの連携による無利子の営農資金融資や、補助事業として牧草の利用自粛に係る牧草地再生対策事業の実施及び汚染牧草等の処理といたしまして利用自粛牧草等処理円滑化事業が計画されているところでございます。更にしいたけ栽培農家に対しましては、除染ほだ木等の処理に対し、きのこ原木等処理事業が計画されているところでございます。

野菜類、山菜類の販売自粛、農産物出荷停止による小規模農家の収入減に関しましては、町といたしまして今後具体的な事例や相談があれば、県や近隣市町村と協議するなどして対応して参りたいと考えております。

次に、大きな二つ目の鳥獣駆除についてであります。

有害鳥獣の駆除に関しましては、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律第9条に基づきまして、平泉町でも有害鳥獣捕獲等取扱要領を定めて実施しております。

これまで有害鳥獣捕獲申請につきましては、年間4件程度と比較的少なかったのですが、近年はニホンジカやイノシシの被害も報告されていることから、町としての鳥獣被害防止計画を早期に作成し、今後の状況を見極めながら捕獲罠の導入や侵入防止柵の設置など被害防止策を検討して参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

先程の防護服の件で、長時間のところ、このレベルの高さにはまだ追いつかないから必要ないというお話でございますが、いずれ通学路にも基準を超えた放射能が出ているということになれば、その地域に行って除染するとそういう時間がかかりかかると思います。長島でもかなりの長い門口を歩いて、それもよその門口を歩いている子供たちがおります。もしそこに高い放射能が出た場合には、即行って除染するというようなことになるのでしょうかね、その辺をお聞かせください。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

地域の放射線量につきましては、5月に約300カ所ぐらい測って、行政区ごとに線量を把握しているところです。町全体では0.16という数字になっております。こういった実態を踏まえましてということなのですが、確かにそうはいつでも局所的に、例えば家屋の雨樋のない家で、下が路面がコンクリートとかアスファルトではなくて土であった場合、そこに屋根の雨だれが落ちるといったところなどは、その部分が経常的に放射線量が局所的に高いところはあるのも事実でございます。

また、今おっしゃられたように、どうしてもセシウムというのは、全ての箇所ではないのですが、粘土質のところに着着するという性質を持っておりますので、未舗装の道路とか門口といったようなところに、もしかしたら高いスポット的なところが存在するという可能性はあります。ただ、そこを全てこちらでも把握はしきれはしておりません。とてもかなりの膨大な箇所でございますので、そこまでは把握はできてはおりませんが、また、必ずしも、だからといって全てのそういう土のところは全部高いかと言いますとこれまた違っておまして、高い傾向にはあるのですが、その中でも0.23を超えなかったり、いろいろな場所があることも事実です。

したがいまして、高いところがあつたら即除染かということでございますが、これは個人宅の除染についてのお話になってくると思いますが、こちらとすればそういった箇所はかなりの箇所になると思っておりますので、個人の分につきましては、例えば庭先の高いところを除染するといった場合は、こちらの今のところの考え方では所有者の方にやっていただくということを基本に、こちらは必要な除染方法の周知なり、あるいは各行政区に対して線量計を貸出すなりといった支援をしていくというやり方、あるいは必要であればマスクとか手袋の現物支給みたいなことまで考えてもいいのかみたいなことは一応考えてはおります。ただ、まだこれについては、全て個人の除染について整理しきれはおりませんので、今後検討しながら、整理したものをいずれ方針として出していきたいと考えております。

議 長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

除染方法にはよると思いますが、いずれ町内の道路、きめ細かな測定をしていただいて、これを公表して、そして大丈夫だよという安心感を与えていただくことならば大体理解もできますが、それもやらないで、かかった分はその家でやりなさいよという形ではちょっと納得がいかないのではないかと思います。

町内通学路以外にも道路がある場合、それらを早急に測定していただきたいのですが、その辺はどうでしょうかね。測定して公表していただきたいのです。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

一応今回、各小学校を中心に半径500メートルといった形で測定をしました。町道を測定いたしました。その結果は広報に載せたとおりでございます。

そのほかにも通学路と呼ばれている、通学路の規定はないようですが、いずれ通学路として使っている道路はあるとは思いますが。それでこれまで見てきた傾向としては、コンクリートとかアスファルトの道路についてはまずほとんど問題はないだろうと思っております。ただ、未舗装の道路での話が、やはり高いところ、そこにセシウムが寄っているとか溜まっている箇所もあることも事実です。

それで、全ての道路ができるかどうか、これはなかなか今確定したことは言えないわけなのですが、今、文部科学省の方から走行サーベイという機械があるのですが、これは車に測定器を積んで、そして道路を走らせることによって高さ1メートルの空間放射線量を即座に、走行したところの路線の線量を出せるというものを貸出しております。今月たまたま岩手県の方に8台ほど来ておりますので、町でも3日間ほどそれを借りることになっておりますので、そういったものを使いながらやれば、ある程度細かいところまでは入れるかと。そうでないと、人力でとなるとなかなかそこまではいきませんので、そういったものを使いながら、そういったもののデータを見ながら判断していくというのも一つの手法として考えておりますので、そういった、どこら辺まで走ることができるか、門口までとなるとなかなかやはり大変なところなので、幹線道路、それからある程度の細かい町道までは入れるかとは思いますが。そういったもののデータを見ながら対策を講じていくという考え方でいきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

幾ら学校の校庭を天地返ししたとか保育所を天地返ししたといっても、通学の途中で放射能を浴びていけば何ら効果が出ないと思いますね。ですから、そこが心配だからお尋ねしたわけでございます。最初は全区域を検査ということになれば、かなりの日数、手間がかかると思います。しかし、1回やっしまえば安心というものが出てくると思いますので、できるだけそういった方面に力を入れて、子供たちのためにやっていただきたいと思っておりますし、また、なかなか出ないとなれば、大きいスポットになっている地域ですか、大平からずっと14区までのその辺の区域を、子供たちが歩く場所には、先程申し上げました、よくレントゲンで放射能をよける、何だかカップを着てやっているということですが、行き帰りをそのカップを着て通学をするという方向も、時間的にも早くそういったことでいけるのではないかと思います、濃度が高いとか低いとかではなくて、高いから除染するという形になっておりますので、その辺はどうなのでしょうかね。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

大平とか、いわゆる14区、17区につきましては、14区は地域からの要望もありまして、公民館ですね、その地域の方々がよく集まる場所ということで公民館を早くやってくれということで先行して公民館の除染を実施いたしました。また、14区、17区については、現在、いわゆる除染対象区域に入れるかどうかのいわゆる除染計画の見直しを前提とした測定を、字ごとに5カ所以上測定地点をとって、字ごとに今測定をしている途中ということになります。そこら辺の結果もどのように、一回5月には測っておりますが、更にもう少し細かく字ごとに測定をしたものを出して、そういったものを公表しながら、住民の皆さんには参考にしていただくという形でいきたいとは思っております。

それで防護服とか何とかという話ではあるのですが、これまで福島の場合とか、この辺の近隣の例なども見ておりますが、そこまでしているところは聞いておりませんので、そこまでは必要はないのではないかと思います。それは確かに、歩いて通学していく時間というのがある程度はありますが、年間の形からすれば、時間的にはそう限られた時間数であると思っておりますので、それほど心配することにはならないのではないかと思いますというふうにはこちらは判断しております。

それで学校については除染をしましたので、学校での生活が子供たちにとっては日常生活の上では非常に長い時間を過ごすわけですので、その時間は除染したところでの生活になるということで、通学する時間から見れば、通学する時間はある程度限られている時間という形で思いますので、そこまでは今のところは必要ないのではないかと考えております。ただ、途中遊んだり何かして、土をいじったりですね、そういったことも子供ということからすればあると思っておりますので、必ず帰ったら手を洗う、あるいはうがいをするといったことは、これまでどおりしていくということは、そういう面では必要かとは思っております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

ご苦勞様でございますが、町民が安心できるように万全を尽くして、今後とも取り組んでいただきたいと思っております。

それから畜産農家の件ですが、牧草を巻いてもまた更に放射能が出たという話が聞かれるようですが、この対策はどのようになっていますか。どの程度進んでいますか、牧草の天地返しの方は。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

ただいまのは牧草地再生対策事業というものを県の事業として取り組んで、これについては畜産農家が牧草を刈り取るという時に汚染されていて対応できないということで、要するに牧草地を機械を使って掘り返しして新たな牧草を収穫していくということで、質問の内容についてはそういった対応をどこまでどういうふうに行っているかということなのかもしれませんが、現在は今年の

牧草を、要するに収穫を諦めて新しい牧草を再生していくと、その中で規制値以外、汚染されていない牧草を収穫、確保していくという対策ですけれども、いずれその対策の事業としては、何件かはいずれも検査をして対応はある程度、大丈夫ではないかというところもありますが、今議員がおっしゃられたのは、その中で更に規制値を上回る結果が出ているということだったのかどうか、ちょっと私も聞き取り方がうまくなかったのですが、いずれ今回は平成24年度の牧草に関しては、各農家に飼料が配布になっていまして利用を自粛するという対応になっています。いずれ今回、規制値を下回れば、今後規制が解除になって利用自粛が解除になって使っていけるということになります。これもある程度きちんとした検査結果が出て、徐々にこの平泉地域、県内の地域が、利用自粛が解除になっていくものと考えていました。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

こういった方々の補償関係などは、町としては、先程は町長の答弁ではJAの方でやっているということですが、町としてはこれに対して指導とか何かやっているのでしょうかね。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

当然JAと県と町と連携しましてこの事業に取り組んでいまして、当然町としては使用農家に対して連絡調整、そしてそういった農家に対して、いろんな指導的な調整を含めてやっております。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

よろしくその辺は滞りなくお願いします。

いずれ大型農家の件は了解しましたが、それから小規模農家の方々ですね、これはじいさま、ばあさま方が野菜つくったり何かやったりして、いろいろと小銭を稼いでいた方々が、先程申し上げましたとおり、放射能だ何だかんだと制限されたと、そういう方で面倒くさいから出さないという形がかなりあったそうですが、その方々に対してはどのように目を配る考えですか。これも大きい農家も小さい農家も同じだと思いますよね。あくまでも放射能の関係ですから、これは。放射能が出なければ結構立派に出荷できたりしたのですが、放射能関係で出荷停止になったりね、自粛したりしてきたと思いますが、その辺はどういうふうを考えているか、ちょっとお聞かせください。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今、議員が話をされました小規模、要するに定期的にある程度生計費の大きなところを占めて

販売している農家ではなくて、本当にとれた時にちょっと出荷してみるなり産直の方に出してやる程度の農家ということですが、今のところ平泉町では、確かにそういった被害はあって、そういったものに対して自粛はしているかと思えます、皆さん。ですが、具体的に町の方に、そこを何とかしてくれないかというところでの具体的な相談はないというか、やっても難しいのだろうという思いもあるのでしょうか、そういうのがなくて、町も、例えば奥州市、一関市との関係機関の会議の中では、そういった販売農家ではない人たちの対応をどうするかという、例えばしいたげの栽培なんかも、自家用でやっている人たちの対応なんかもあるわけですが、そういった方々への対応が今後どうなるのか、今具体的に残念ながら検討はされていません。今ほとんどが大規模農家というか、系統で農協とかそういうところに出荷している人たちの対応が大半でして、今後そういった農家に対してどういう対応をしていくかというのが今後の検討課題になっていました。まだいろんなそういった被害が出て、大分時間は経過していますが、そういったところの対策というのはまだとられていなくて、今後の課題にはなっています。いずれ具体的に賠償とか云々となった時に、それをどのようにやっていくかというのが、東京電力で出しているそういった中間指針ですか、国が出している中間指針にですね、そういった部分に細かいところまでなくて、また、そういう具体的なまだ動きも出ていないというところがありまして、いずれ今後そういった形が事例として出てきたり相談があった場合に検討していく形にしかならないかと思っていました。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

町に行って、では語るかという元気のある方々ならば心配はないのですけれども、自粛するか、それではやめたとかという人たちですからね、なかなかそこまでいかないと思います。ですから、もしあればアンケートをとってね、どの程度どういうふうになっているかというアンケートをとって、それに応えていくべきが行政のやり方ではないかと思いますが、どうでしょうかね、その辺。それによっていろいろと、そうでなければ小規模農家は黙って、自分で泣いてそれで終わりという形になるのですよね。それではあまりにも気の毒だから、その辺は考えて、何とか納得する方向で進んでいけば幾らかでもいいのではないかと思います、どうでしょうかね。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今アンケート調査も含めまして、また対象農家をどの辺までにするのか、どういった内容にするのか、これは正直私のところではまだ全然答弁できるように整理されていない状況でございます。いずれ平泉町に限らず一関市、奥州市もあります。あとはJAとか森林組合もありますが、そういった関係機関が集まって、そういったところでどういった取り組みをするべきなのか、その辺をこれから、大変遅くはなるとは思いますけれども、具体的なところはこれから相談してやっていくしかないのかと思っていました。やれば本来いいのですが、それを今度は、ではアンケー

トをとって終わりかという形で終わるのも、それもやはりやり方としては中途半端なので、最終的にどこまでどうやるかというところがある程度見えてからの取り組みに入らなければならないのかと思っていました。いずれ今後その辺のところは関係市町と相談をしながら決めていければと考えています。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

アンケートができて、その結果に応じてやるべきか行政のやり方で、アンケート来てからどうするかこうするかではなくて、いずれそのアンケートの中で応えてやるべきだと思いますので、今後そういう方向で進めていただきたいと思います。

それから鳥獣駆除についてでございますが、一関市では捕獲するボックスですか、網ですか、そういったものが本庁に21個、藤沢に18個、各支所に10個ずつ、計99個配備されて、ハクビシンとかタヌキとか、そういったものを獲る対策をとられているようですが、当町では捕獲用のボックス、カゴですか、そういう罠というのですか、それ準備しているのでしょうかね。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

当町では、やはり箱罠という箱形の仕掛けが二つほどございます。いずれ申請があった場合には、先程申しました要領に基づいて調査なりをして、あとはそれに見合った形でそういった罠の貸出しとか、そういうことはできるかと思います。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

それから、山間地域にひとり暮らしの老人の方々が多く見られるわけなのですが、そういったことに対して、獣がもしかすると現れる可能性も無きにしも非ずということなのですが、先程も言いましたが、やはり転ばぬ先の杖で何らかの対策をとるべきだと思います。これは平泉町だけ取り組んでもだめだと思います。やはり近隣する市町村が一緒になって取り組まないと、現在のところお聞きしますと、箱罠が2個あると、あとはないということでございますが、いずれそうすると平泉町は全部獣の町になってしまうのですよ、繁殖地になってしまいますから。それではうまくないから、やはり似たような方向で一緒に行動を共にして初めてその地域に密着するのではないかと思います、その辺はどうでしょうかね。近隣の市町村と話し合ってみるのがいいと思います、どうですか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

鳥獣被害防止計画というものを立てて、これは県の補助事業がありまして、要するに駆除する

前にまず被害をなくすため防止するための対策をとりなさいと、それを計画立てなさいと。先程議員がおっしゃられたように、近隣の市町と要するに計画の足並みを揃えて共同の取り組みというのはそのとおりですね、平泉町だけではなくて一関市、奥州市なども似た形で防止計画を立てて、むしろ平泉町がその防止計画を立てていませんでしたので、これから防止計画を立てまして、そうした被害の予防に努めていく。どうしても被害の防止ができないということであれば今度は捕獲をしていく、次の段階としては捕獲という、駆除を考えていくと、そういった計画を今後、一関市、奥州市とも相談しながら立てていきたいと思っていました。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

私も振興局に行ってお聞きしましたら、今課長が言ったとおり、その前に何か対策をとって、そしてそれでもだめならばやってくださいというお話でございますが、なかなかそういうふうにはいかない前に、みんな片っ端から、農地だって広い範囲ですからね、来て荒されるという形ですから、だからその前に何とか行政で動いていただかないとうまくないのではないかと思います。そして、いずれ農家にも高収入を上げるような対策をとっていただかないと、税金も入ってこなければ町も苦しくなるという形でございますので、収入を上げるような手助けをして税金をいただいで町政にうまく反映させるという形をとっていただけるようお願いしたいと思います。

約束よりちょっと時間が過ぎましたが、いずれこのカモシカですね、今一番大変なのはカモシカとハクビシンなのですよね、私どもの家なんかでもハクビシンはリンゴも木に上がって取って食べているのですよね、そういった形で、いずれカモシカがかなりの数でおりますが、その辺の対策はどのようにお考えでしょうかね。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

カモシカは議員ご承知のとおり天然記念物になっていましたので、無益な殺生、駆除はできないかと思っていました。これはむしろ保護する立場にあると理解してはしまして、恐らく農林振興課ではなく、そういう担当課の方に詳しくは確認をしていただければと思います。

ハクビシンについては反対に、これは被害がなくても捕獲の申請があればどんどん捕獲できるという対象動物になっていましたので、いずれ申請があればハクビシンは対応していけるかと思えます。

以上です。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

そうすると、ハクビシンを確保するには罠が必要なのですが、現在2個だということですが、もう少し準備をされるのですか、もし足りない場合は、どのような形ですか。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

申請状況を見て、足りないようであればその対応ももちろん考えていくことになると思います。

議 長（青木幸保君）

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

それでは、そのとおりよろしく申し上げます。

いずれ、安心して生活できるよう暮らせるようなまちづくりを皆さんでやっていくことをお願いしまして、予定より少し遅れましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで石川章議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議 長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は明日 11 日、午前 10 時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦勞様でした。

散会 午後 3 時 15 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 高 橋 幸 喜

同 佐々木 雄 一